

環境省

番号	制度名
環境省	
環境01	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置
環境02	投資法人に係る税制優遇措置の拡充
環境03	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
環境04	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の即時償却の適用期限の延長（グリーン投資減税）
環境05	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
環境06	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の延長
環境07	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（都道府県立自然公園特別地域等で環境大臣が認定した地域内の土地が地方公共団体に買い取られる場合）
環境08	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するために広域臨海環境整備センターに買い取られる場合）

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置	府省名	環境省
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減取額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置 (国税4)(法人税:義、所得税:外)(地方税5)(法人住民税、事業税:義)
2	要望の内容	【新設】 国立研究開発法人への法人からの寄附金について、全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとする。 法人税について当該措置が認められた場合、地方法人税、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。 また、国立研究開発法人への個人からの寄附金について、税額控除を導入し、所得控除と選択できるようにする。 (※)「国立研究開発法人」とは、平成27年4月施行の改正独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第3項に定める法人をいう。
3	担当部局	総合環境政策局総務課環境研究技術室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	初の要望となる。 平成26年度の税制改正要望においては、今回の要望とは一部異なる研究開発力強化法に規定する研究開発法人を対象として、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度の創設及び個人寄附に係る税額控除の導入を文部科学省等とともに要望。
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国立研究開発法人について、自己収入(寄附金収入)の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業等及び国民からの寄附金を用いて当該民間企業及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進することにより、世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。 《政策目的の根拠》 厳しい財政事情の下、国立研究開発法人に対しては、研究開発に必要な資金収入を多様な方法により拡充し、自立的な事業活動を促進するとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進することが必要である。 このため、国立研究開発法人への寄附税制について、イノベーション創出促進の観点から、民間企業等からの寄附を一層促進するための税制面での環境整備が必要であり、この観点について、「科学技術イノベーション総合戦略2014」(平成26年6月24日閣議決定)では、各法人への寄附付の促進方策、受託収入の増加など、自己収入に係る検討を進めることとされている。 さらに、自民党・科学技術・イノベーション戦略調査会の「わが国の研究開発

		力強化に関する提言(中間報告)』(平成25年5月14日)では、総理の提唱する「世界で最もイノベーションに適した国」を実現するため、研究開発力を強化し、国際競争を勝ち抜く方策について検討が重ねられ、世界最高水準の研究環境を整備する方策の一つとして、寄附税制の拡充について、「全額損金算入の適用や、税額控除の導入・要件の見直しなど、研究開発法人・国立大学法人・学校法人について自己財源確保のための寄附税制を拡充すべき。」と明示されている。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	9. 環境政策の基盤整備 9-3 環境問題に関する調査・研究・技術開発 「科学技術イノベーション総合戦略2014」等において、国立研究開発法人については、イノベーション創出に向けて、法人の増収意欲を増加させるために、各法人への寄附の促進方策、受託収入の増加など、自己収入に係る検討を進めるとされており、企業・個人からの寄附を促進するためには、税制面で支援することが合理的である。 指定寄附金化について、本年6月に成立した改正独立行政法人通則法第2条第3項において、国立研究開発法人は、我が国全体における科学技術水準の向上を図り、我が国の国民経済の発展に寄与するものと定義づけられることとなった。さらに、その名称から、国を代表して、研究開発を行う公的機関であることも端的に示されることになるなど、国の科学技術イノベーションを担うことが明確化された。安倍総理の施政方針演説において、「世界で最もイノベーションに適した国」を目指すことが2年連続で表明されるなど、イノベーション創出は、緊急を要するものであり、指定寄附金化の要件に整合的なものであることから、国立研究開発法人への寄附金を指定寄附金化することは合理的である。 環境基本計画(平成24年4月閣議決定)においては、「国や地方公共団体は、…環境技術開発に取り組む民間企業や大学等の研究機関にインセンティブを与えるような研究開発支援を充実させる。」と記載されている。
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 イノベーション創出に資するため、寄附による国立研究開発法人の自己収入を増大させるとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進する。なお、定量的な目標は、過去の実績を勘案し、目標水準を寄附収入金額ベースで1.4倍(約1,662百万円)(対本租税特別措置等前比)とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本租税特別措置の対象となる国立研究開発法人の寄附金収入の伸び率。また、「本租税特別措置の対象となる国立研究開発法人の寄附金収入の伸び率」と、「他の法人に対する寄附金収入の伸び率」を比較することにより、本租

			<p>税特別措置の効果を検証する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置等により、国立研究開発法人への寄附を行う民間企業等や国民に対するインセンティブを付与し、寄附による国立研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進し、イノベーション創出に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>国立研究開発法人に移行予定の31法人の実績等に基づけば、以下のとおり推計される</p> <p>法人：508法人 個人：1,136人</p> <p>※推計方法は、別添の「国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う適用見込数の試算について」を参照。</p>
		② 減収額	<p>国立研究開発法人に移行予定の31法人において、</p> <p>国税：平年度 105 地方税：平年度 39</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <p>※推計方法は、別添の「国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う減収見込額の試算について」を参照。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成27年度～29年度) 租税特別措置等により、国立研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成27年度～29年度) 租税特別措置等により、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>過去に学校法人に税額控除を導入した際には、3年間で寄附額が1.4倍に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られ、目標を達成できることが十分に期待・予測できる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成27年度～29年度) 国立研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブが付与されず、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)の増大が見込めない。このため、研究開発に必要な資金収入の拡充が十分に図られず、結果としてイノベーション創出への寄与が限定的なものとなる。</p>

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成27年度～29年度) 減収見込額の算定根拠は別紙のとおりであり、達成目標の実現状況の将来予測については、過去に学校法人に税額控除を導入した際には、寄附額が1.4倍に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られることが十分に期待・予測できる。</p> <p>この結果、144百万円の税収減となるものの、国立研究開発法人が得られる寄附金額の増は475百万円(※)となり、研究開発の加速度的な推進が可能となる。</p> <p>(※)過去5年間の(法人及び個人からの)平均寄附金額1,187百万円が、1.4倍に増加するものとして試算</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国立研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブとして、税制上の優遇措置が有効である。また、寄附金収入を増大させるための手段としては、補助金等の他の政策手段は想定しがたく、本租税特別措置によることが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国立研究開発法人においては、寄附金収入は、民間企業や国民のニーズを的確に踏まえた研究開発の推進に用いられる。一方、補助金等は、国費の投入により国策を着実に実施するものであり、国家戦略を踏まえて国立研究開発法人に措置されるものである。</p> <p>本租税特別措置により、法人からの寄附金については、現在損金算入に限度がある法人税・法人住民税・事業税において、全額損金算入とすることで、法人からの寄附の増大を図る。また、個人からの寄附金については、高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附の促進に寄与する制度である現状の所得控除に加えて、中低所得者ほど減税効果が大きく、小口寄附の促進に寄与する制度である税額控除を導入することにより、国民の幅広い層からの国立研究開発法人への寄附を拡充することができる。</p> <p>－双方の資金が相まって、国立研究開発法人は、幅広いイノベーション創出に貢献することが可能となる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>国立研究開発法人については、地域の特性(当該地域の民間企業の技術・人材、地域的な産学官のつながり、研究機関など関連機関の物理的な集積状況など)を生かした、イノベーションハブの中核となることが期待されている。国立研究開発法人の寄附収入の増加による研究開発の推進は、地方経済の活性化にも資する。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う
適用見込数の試算について

$$2,153 \text{ 法人} \times 23.6\% = 508 \text{ 法人}$$

508 法人であると推計される。

【適用見込数】

○指定寄附金化に伴う適用見込数

508 法人

○税額控除の導入に伴う適用見込数

1,136 人

【①指定寄附金化】

1. 国立研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去5年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成24年度分）に基づき試算した。

2. 国立研究開発法人に移行する予定である31法人に対する法人寄附について、過去5年間の寄附件数の平均である1,196件（※1）をもとに、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、1.8倍に寄附件数が増加すると仮定（※2）して、年間の適用事業者の見込数を算出する。

（※1）年度ごとの寄附件数は、H21: 1,210件、H22: 1,201件、H23: 1,205件、H24: 1,218件、H25: 1,148件

（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率と同様の増加があると仮定

（適用事業者の見込数）

$$1,196 \text{ 件} \times 1.8 = 2,153 \text{ 法人}$$

3. 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は675,516百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は159,330百万円である。

（寄附金支出額に占める損金不算入額の割合）

$$159,330 \text{ 百万} \div 675,516 \text{ 百万円} \times 100 = 23.6\%$$

4. 2. から算出された2,153法人のうち、3. で算出された割合である23.6%が、国立研究開発法人に対する寄附事業者のうち損金不算入となっているもの（つまり、本要望の措置の適用を受けるもの）と仮定して、指定寄附金化による適用事業者は、

【②税額控除の導入】

1. 国税庁の申告所得税標本調査結果（平成24年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：426,927人）について、所得階級毎の人数から適用見込数を計算した。（表1・表2参照）

<表1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	表2の対応
a	～150万円	12,257	6.9%	—
b	～300万円	32,372	18.1%	あ
c	～500万円	28,131	15.7%	い
d	～800万円	25,735	14.4%	う
e	～1,000万円	10,535	5.9%	え
f	～2,000万円	32,433	18.1%	お
g	2,000万円～	37,387	20.9%	か
合計		178,850		

<表2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
あ	～195万円	5%
い	195万円～330万円	10%－97,500円
う	330万円～695万円	20%－427,500円
え	695万円～900万円	23%－636,000円
お	900万円～1800万円	33%－1,536,000円
か	1800万円～	40%－2,796,000円

2. 国立研究開発法人に移行する予定の31法人に対する個人寄附について、過去5年間の平均件数である874件(※1)をもとに、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.8倍に寄附件数が増加すると仮定(※2)して31法人分の予想寄附者数を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、適用見込数を算出する。

(※1) 年度ごとの寄附件数は、H21: 19件、H22: 239件、H23: 224件、H24: 2,446件、H25: 1,440件

(※2) 税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率と同様の増加があると仮定

予想寄附者数 : 874件 × 1.8 = 1,573人 となる。

3. 予想寄附者のうち税額控除を選択することになる人数(適用見込数)については、

- ・ 表中a(表2の「一」に該当)の階層は、所得税非課税のため除外、
- ・ g(表2の「か」に該当)については、税額控除を選択しても減税とならない(税額控除率と所得税率が40%と同率)ため除外、

よって、残りのb~fの階層が税額控除を選択すると仮定して、適用見込数を算出する。

$$1,573 \text{ 人} \times \left(\frac{18.1\%}{b} + \frac{15.7\%}{c} + \frac{14.4\%}{d} + \frac{5.9\%}{e} + \frac{18.1\%}{f} \right) = 1,136 \text{ 人}$$

以上より、1,136人が適用見込数となる。

国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う
減収見込額の試算について

【減収見込額(総額)】

○指定寄附金化に伴う減収見込額

129百万円(国税:90百万円、地方税:39百万円)

○税額控除の導入に伴う減収見込額

15百万円(国税のみ)

【①指定寄附金化】

1. 国立研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去5年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果(平成24年度分)に基づき試算した。

2. 国立研究開発法人に移行する予定である31法人に対する法人寄附について、過去5年間の寄附額の平均である1,018,583千円(※1)をもとに、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、1.4倍に寄附額が増加すると仮定(※2)して、年間の法人寄附金見込額を算出する。

(※1) 年度ごとの寄附金額は、H21: 592,762千円、H22: 678,682千円、H23: 1,362,756千円、H24: 960,711千円、H25: 1,498,003千円

(※2) 税額控除導入後の学校法人への寄附金の増加率と同様の増加があると仮定

(法人寄附金見込額)

$$1,018,583 \text{ 千円} \times 1.4 = 1,426,016 \text{ 千円 (約 } 1,426 \text{ 百万円)}$$

3. 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は675,516百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は159,330百万円である。

(寄附金支出額に占める損金不算入額の割合)

$$159,330 \text{ 百万} \div 675,516 \text{ 百万円} \times 100 = 23.6\%$$

4. これらをもとに、国立研究開発法人に移行予定の31法人に係る減収見込額を算定する。

○ 国税分

・ 法人税 $1,426 \text{ 百万円} \times 23.6\% \times 25.5\% \text{ (税率)} \doteq \underline{85.8 \text{ 百万円}}$

・ 地方法人税 $85.8 \text{ 百万円} \times 4.4\% \doteq \underline{3.8 \text{ 百万円}}$

※ 税額は、法人税額の4.4% (平成26年10月1日以降)。

○ 地方税分

・ 法人住民税 $85.8 \text{ 百万円} \times 12.9\% \doteq \underline{11.1 \text{ 百万円}}$

※ 税率は、総務省指定の率。

・ 事業税

(A. 法人事業税所得割 (収入割) の減収額)

$1,426 \text{ 百万円} \times 23.6\% \times 5.3\% \doteq 17.8 \text{ 百万円}$

※ 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

(B. 地方法人特別税の減収額)

$17.8 \text{ 百万円} \times 54.7\% \doteq 9.7 \text{ 百万円}$

※ 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

AとBの合計を事業税の減収額とする。

$17.8 \text{ 百万円} + 9.7 \text{ 百万円} \doteq \underline{27.5 \text{ 百万円}}$

5. 以上、減収見込み額 (指定寄附金化による) は、以下の通り。

○ 国 税： $85.8 \text{ 百万円} + 3.8 \text{ 百万円} \doteq \underline{90 \text{ 百万円}}$

○ 地方税： $11.1 \text{ 百万円} + 27.5 \text{ 百万円} \doteq \underline{39 \text{ 百万円}}$

【②税額控除の導入】

1. 国税庁の申告所得税標準調査結果 (平成24年度分) を基に、寄附控除の申告を行った納税者 (計：426,927人) について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人当たりの平均寄附金額を計算した。(表1参照)

<表1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	寄附金控除額(百万円)	1人あたり寄附額(推計)(円)	表2の対応
a	～150万円	12,257	6.9%	384	33,329	—
b	～300万円	32,372	18.1%	1,213	39,471	あ
c	～500万円	28,131	15.7%	1,435	53,011	い
d	～800万円	25,735	14.4%	1,810	72,332	う
e	～1,000万円	10,535	5.9%	937	90,942	え
f	～2,000万円	32,433	18.1%	4,253	133,132	お
g	2,000万円～	37,387	20.9%	18,319	491,983	か
合計		178,850		28,349		

(※1) 小数点以下の計算により、合計額と控除額とが一致していないところがある
(※2) 1人あたり寄附額(推計)＝寄附金控除額／人数＋2,000円

<表2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
あ	～195万円	5%
い	195万円～330万円	10%－97,500円
う	330万円～695万円	20%－427,500円
え	695万円～900万円	23%－636,000円
お	900万円～1800万円	33%－1,536,000円
か	1800万円～	40%－2,796,000円

2. 課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に（表2参照）、所得控除方式と税額控除方式（2,000円を超える寄附について40%控除）による差額、すなわち税額控除をした場合の減税効果を算出する。

（計算式）

$$\text{税額控除額} - \text{所得控除額} = \text{各所得階層1人当たりの減収見込額}$$

a → 所得税非課税と想定（基礎控除等で課税されないため）

$$b \quad [\{ (39,471 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (39,471 - 2,000) \times 0.05 \}] = 13,115 \text{円}$$

$$c \quad [\{ (53,011 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (53,011 - 2,000) \times 0.1 \}] = 15,303 \text{円}$$

$$d \quad [\{ (72,332 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (72,332 - 2,000) \times 0.2 \}] = 14,066 \text{円}$$

$$e \quad [\{ (90,942 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (90,942 - 2,000) \times 0.23 \}] = 15,120 \text{円}$$

$$f \quad [\{ (133,132 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (133,132 - 2,000) \times 0.33 \}] = 9,179 \text{円}$$

$$g \quad [\{ (491,983 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (491,983 - 2,000) \times 0.4 \}] = \underline{\hspace{1cm}} 0 \text{円}$$

※gは、差額0円

国立研究開発法人に移行する予定の31法人に対する個人寄附について、過去5年間の平均件数である874件（※1）をもとに、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.8倍に寄附件数が増加すると仮定（※2）して31法人分の予想寄附者数を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、1人当たりの減収見込額をかけて合計し、減収見込額を算出する。

（※1）年度ごとの寄附件数は、H21：19件、H22：239件、H23：224件、H24：2,446件、H25：1,440件

（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率（1.8倍）と同様の増加があると仮定

予想寄附者数：874 × 1.8 ≒ 1,573（人）となる。

したがって、所得に階級に応じた減収見込額は以下のように求められる。

a → 所得税非課税のため算出しない

$$b \quad (1,573 \text{人} \times 18.1\%) \times 13,115 \text{円} = 3,734,011 \text{円}$$

$$c \quad (1,573 \text{人} \times 15.7\%) \times 15,303 \text{円} = 3,779,244 \text{円}$$

$$d \quad (1,573 \text{人} \times 14.4\%) \times 14,066 \text{円} = 3,186,118 \text{円}$$

$$e \quad (1,573 \text{人} \times 5.9\%) \times 15,120 \text{円} = 1,403,242 \text{円}$$

$$f \quad (1,573 \text{人} \times 18.1\%) \times 9,179 \text{円} = 2,613,381 \text{円}$$

g → 減収が発生しないため算出しない

以上より、b～fを合計した 14,715,996円 ≒ 15百万円が減収見込額となる。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	投資法人に係る税制優遇措置の拡充	府省名	環境省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人が税制上の不利益を被ることのないようにし、インフラファンド組成のインセンティブを向上させること）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「税収減はないと見込まれる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用者数の将来推計が定量的に予測されていないが、定量的に予測できない理由が示されていないため、適用者数が定量的に予測されていない適切な理由を明らかにする必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等による達成目標の実現状況の将来推計について、「再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人は設立されていないもの、今後設立が見込まれる」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）
 本租税特別措置の達成目標がインフラファンド組成に係るインセンティブの向上であり、組成されるインフラファンドが本措置を制度存続の前提としていることを踏まえると、本件措置が適用される投資法人数よりも適切な測定指標の設定は困難である。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
 税制上の不利益を被ることのないようにするためには、本租税特別措置が最も費用対効果が高く、かつ市場を歪めないものであり、他の政策手段は実質的に想定し難い。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
 同一の目的である他の措置はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資法人に係る税制優遇措置の拡充 (国税5)(法人税:義)
2	要望の内容	投資法人に係るベイスルー課税の特例に関し、再生可能エネルギー発電設備について、設備取得の期間を平成29年3月末までに限定するとの要件等を撤廃すること(拡充)。
3	担当部局	環境省総合環境政策局環境経済課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人について、一定の要件の下、従来の特定資産を主たる投資対象資産とする投資法人と同様税制上の優遇措置を受けられるよう、平成26年度税制改正にて措置された。
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 再生可能エネルギー発電設備の普及、環境ファイナンスによる民間投資等を促進すること。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「日本再興戦略改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)(抜粋) 第二 3つのアクションプラン 二. 戦略市場創造プラン テーマ2: クリーン・経済的なエネルギー需給の実現 (3) 新たに講ずべき具体的施策 再生可能エネルギーについては、中長期的な自立化を目指し、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進する。 ●「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)(抜粋) 第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題 4. 安心・安全な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保 (4) 地球環境への貢献 地球温暖化対策として、(中略)再生可能エネルギーの着実な拡大及びそのために必要な基盤整備、環境ファイナンスによる民間投資促進等を通じた排出削減対策、(中略)等に取り組む。 ●「低炭素設備・施設の普及に向けた提言」(自由民主党環境部会低炭素設備・施設普及に関するPT、平成26年6月12日)(抜粋) 3. 融資を円滑化する金融の環境整備 (1) 再生可能エネルギー分野 投資ピークルと投資家に対する二重課税を排し、再生可能エネルギー事業に投資する金融商品を十分に魅力的なものとするのも重要との指摘もある。 投資家に投資インセンティブを付与する税制の検討も重要である。

		② 政策体系における政策目的の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8-1. 経済のグリーン化の推進
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人が税制上の不利益を被ることのないようにし、インフラファンド組成のインセンティブを向上させること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本件措置が適用される投資法人数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本拡充措置により、投資法人が再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする場合でも、税制上の不利益を被ることがなくなり、インフラファンド組成のインセンティブが向上し、再生可能エネルギー発電設備の普及等の促進に繋がる。
		① 適用数等	新設の投資法人を中心に適用が見込まれる。
8	有効性等	② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年4月～平成29年3月) 現状、再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人は設立されていないものの、今後設立が見込まれ、再生可能エネルギー発電設備の一層の普及等が期待される。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年4月～平成29年3月) 現状、再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人は設立されていないものの、今後設立が見込まれる。
			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年4月～平成29年3月) 本拡充措置が実現されなければ、再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人が税制上の不利益を被ることとなり、インフラファンド組成の妨げとなる。
		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年4月～平成29年3月) 税収減はないと見込まれる。	

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	政策の達成目標の実現に際し、効率的(新たな財政上の措置が不要)な措置であり、要望している措置は妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	府省名	環境省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、点検の過程において、評価書の修正が行われたことにより、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(国税6)(法人税:義)
2	要望の内容	<p>○我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保しつつ、オープンイノベーションの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>ーオープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充を図る(恒久措置)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%)。 ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)。 <p>ー総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長を図る(平成28年度まで)。</p>
3	担当部局	環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成25年度税制改正にて、総額型の控除上限を20%から30%に引上げ(2年間の時限措置) ・平成26年税制改正にて、上乘せ措置(増加型及び高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5%~30%(試験研究費の増加率に応じて控除率を変更する仕組み)に変更
6	適用又は延長期間	<p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) <p>○総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長(平成28年度まで)</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の研究開発投資総額(平成24年度:17.3兆円)の約7割(同:12.2兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>具体的には、民間研究開発投資を平成28年度までに対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。あわせて、自前主義からオープンイノベーションへ企業行動を変革する。</p>

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを指すこととする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国</p> <p>(3)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>官民合わせた研究開発投資の目標(対GDP比4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対GDP比1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。</p> <p>企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>9. 環境政策の基盤整備</p> <p>9-3 環境問題に関する調査・研究・技術開発</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを指すこととする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国</p> <p>(3)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>官民合わせた研究開発投資の目標(対GDP比4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対GDP比1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。</p> <p>企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p> <p>○第4期科学技術基本計画(平成23~27年度)(平成23年8月閣議決定)</p> <p>II. 将来にわたる持続的な成長と社会の実現</p> <p>5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革</p> <p>(1)科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化</p> <p>②産学官の「知」のネットワーク強化</p> <p>「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」V. 社会とともに創り進める政策の展開</p> <p>4. 研究開発投資の拡充</p> <p>「民間の研究開発投資を誘発するため、国として、・・・民間研究</p>

		<p>開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2014（平成26年5月23日閣議決定） 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 (3) イノベーションを結実させる ①新規事業に取り組む企業の活性化 「我が国では、行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、必要となる研究開発能力、技術的知見、人的資源及び資金を広くオープンな外部資源から調達し、効率的なイノベーションを目指すオープンイノベーションの必要性が高まっている」</p> <p>○環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定） 第2部 今後の環境政策の具体的な展開 第1節 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進 第2項 グリーンイノベーションの推進 3. 施策の基本的方向 「国や地方公共団体は、・・・環境技術開発に取り組む民間企業や大学等の研究機関にインセンティブを与えるような研究開発支援を充実させる。」</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する（日本再興戦略）。数値水準としては、対 GDP 比3%以上である。</p> <p>あわせて、企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。（「日本再興戦略」改定2014）</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。 また、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、補助金と比して企業の研究開発内容に対して中立的である税制による支援により、創意工夫ある自主的なオープンイノベーションに取り組む企業を効果的に支援することができ、企業行動をオープンイノベーション志向へ変革するよう、環境整備に寄与することが可能。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>○利用実績（うち中小企業分(資本金1億円以下)） ①減収額実績（うち、税法上の中小企業分） ＜総額型＞ 平成22年度 3,337億円(16億円) 平成23年度 2,848億円(45億円)</p>

		<p>平成24年度 3,017億円(42億円) 平成25年度 4,618億円(48億円)(見込み) 平成26年度 4,618億円(48億円)(見込み)</p> <p>＜中小企業技術基盤強化税制＞ 平成22年度 165億円(164億円) 平成23年度 224億円(222億円) 平成24年度 212億円(209億円) 平成25年度 278億円(275億円)(見込み) 平成26年度 278億円(275億円)(見込み)</p> <p>＜オープンイノベーション型＞ 平成22年度 0.6億円(0億円) 平成23年度 0.4億円(0.1億円) 平成24年度 0.6億円(0億円) 平成25年度 0.6億円(0億円)(見込み) 平成26年度 0.6億円(0億円)(見込み)</p> <p>②適用事業者(法人)数 ＜総額型＞ 平成22年度 2,611(504) 平成23年度 2,793(705) 平成24年度 3,297(842) 平成25年度 3,636(972)(見込み) 平成26年度 3,636(972)(見込み)</p> <p>＜中小企業基盤強化税制＞ 平成22年度 4,029(4,026) 平成23年度 4,603(4,585) 平成24年度 4,706(4,686) 平成25年度 5,430(5,412)(見込み) 平成26年度 5,430(5,412)(見込み)</p> <p>＜オープンイノベーション型＞ 平成22年度 91(28) 平成23年度 91(27) 平成24年度 100(32) 平成25年度 100(32)(見込み) 平成26年度 100(32)(見込み)</p> <p>※平成22年度は、「会社標本調査(国税庁)」、平成23、24年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。ただし、オープンイノベーション型の平成22年度実績は、「平成25年度経済産業省アンケート調査(大企業)」で得られた、平成23年度、平成24年度の活用実績を「平成23、24年度租税特別措置の活用実態調査(財務省)」の実績値で割り戻し、平均カバー率を算出したうえで試算した。(別紙②参照) ※平成25、26年度については、「平成26年度経済産業省アンケート調査(大企業)」及び「平成26年度中小企業基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または税制を活用する見込みと回答し</p>
--	--	--

た企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。(別紙①参照)
 (平成26年度については、アンケート調査の回答企業数が少なく、試算した数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成25年度と同じ数値とした。)
 なお、オープンイノベーション型の平成25、26年度見込みについては、適用数、適用額が少ないこと及び過去の伸び率を勘案し、平成24年度と同数とした。

平成25年度要望時の見込み(平成26年度要望時の見込みは、上乘せ分(増加型、高水準型)の見込みを記載していたため、平成25年度要望時の見込みを記載。なお、平成25年度要望時は、総額型の見込みと中小企業基盤強化税制の見込みを合算したものを記載していたため、総額型のみを抜粋し記載した。)
 平成24年度見込み(総額型) 2,992事業年度 3,639億円
 平成25年度見込み(") 3,135事業年度 4,052億円

※平成25年度租税特別措置の適用実態調査結果(財務省)
 平成24年度(実績) 総額型 3,297事業年度 3,017億円

平成24年度適用件数及び適用金額については、平成25年度要望時の想定と比較して、想定外に僅少ではないと考える。

○将来推計(平成27年度)
 ・総額型 3,636/事業年度 461,786百万円
 ・中小企業技術基盤強化税制 5,430/事業年度 27,846百万円
 ・オープンイノベーション型 373/事業年度 2,749百万円
 試算根拠:別紙②参照

	適用企業数	適用金額(百万円)
平成28年度		
・総額型	3,636/事業年度	475,640百万円
・中小企業技術基盤強化税制	5,430/事業年度	28,681百万円
・オープンイノベーション型	373/事業年度	2,831百万円
平成29年度		
・総額型	3,636/事業年度	489,909百万円
・中小企業技術基盤強化税制	5,430/事業年度	29,541百万円
・オープンイノベーション型	373/事業年度	2,916百万円

※総額型は、控除上限の引下げ措置(法人税額の30%)の延長のため、将来推計(平成27年度)は、平成26年度見込み(別紙①)と同数とした。
 ※平成28、29年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、平成27年度将来推計と同数とした。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成28年度見込みについては、平成27年度見込みの103%に相当する額、平成29年度についても平成28年度見込みの103%に相当する額とした。

(平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)

○利用業種
 (総額型控除上限20%→30%適用企業)
 平成25年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。
 【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	2919	1893
化学	423	237
電気機器	366	203
精密機器	243	174
医薬品	224	116
食料品	190	145
輸送用機器	152	58
機械	136	87
非鉄金属	102	58
金属製品	102	87
建設業	73	29
鉄鋼	73	58
卸売業	63	58
その他	772	581

平成26年度「経済産業省企業アンケート調査」、平成26年度「中小企業庁企業アンケート調査」及び財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より作成

(オープンイノベーション型)
 平成24年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。
 【オープンイノベーション型 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	100	32
食料品	6	0
化学工業	12	2
窯業・土石製品	3	1
機械製造業	5	2
電気機械器具	8	3
卸売業	11	5
小売業	3	3
運輸通信公益事業	4	0
サービス業	13	8
その他	35	8

財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より

			<p>② 減収額</p> <p>○減収額実績（うち中小企業分（資本金1億円以下））</p> <p><総額型> 平成22年度 3,337億円(16億円) 平成23年度 2,848億円(45億円) 平成24年度 3,017億円(42億円)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制> 平成22年度 165億円(164億円) 平成23年度 224億円(222億円) 平成24年度 212億円(209億円)</p> <p><オープンイノベーション型> 平成22年度 0.6億円(0億円) 平成23年度 0.4億円(0.1億円) 平成24年度 0.6億円(0億円)</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>○将来推計 平成27年度 総額型 ▲562億円 オープンイノベーション型 ▲27億円 (平成26年度経産省アンケート調査結果による試算) ※平成27年度推計の根拠 総額型については、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用し、法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字と財務省租税特別措置の適用実態調査の数字と比較して得たカバー率で除して算出した。(中小企業についても、平成26年度中小企業基盤強化税制アンケート調査により得られた平成25年度の総額型活用実績から上記と同様に試算。) ※オープンイノベーション型についても、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)において、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業(黒字企業のみ)は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとし、オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%として試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字を財務省「租税特別措置の適用実態調査」の数字と比較して得たカバー率で除し、上記経産省アンケート調査の平成25年度特別試験研究費の額を減じて試算した。)なお、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入(特許、実用新案及びノウハウ)及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円であり、この金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は</p>
--	--	--	---

			<p>売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると164百万円となる。これに我が国における欠損計上法人の比率(70.3%(平成24年度))等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年~平成29年) 我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>○主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> <td>4.04</td> <td>4.36</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.25</td> <td>3.38</td> <td>3.35</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.63</td> <td>2.77</td> <td>2.82</td> <td>2.74</td> <td>2.76</td> <td>2.79</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> <td>2.89</td> <td>2.98</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.27</td> <td>2.24</td> <td>2.25</td> <td>2.29</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.75</td> <td>1.75</td> <td>1.82</td> <td>1.77</td> <td>1.78</td> <td>1.73</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> <td>1.76</td> <td>1.84</td> <td>1.98</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> <td>1.13</td> <td>1.09</td> <td>1.12</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」)</p> <p>リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、平成24年度の研究開発投資の伸び率は引き続き低い水準に留まっている。</p> <p><今後の達成予測> 主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することを通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年~平成29年) 我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。 * 民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値</p>		2007	2008	2009	2010	2011	2012	韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36	日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35	アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79	ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98	フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29	イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73	中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98	ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12
	2007	2008	2009	2010	2011	2012																																																												
韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36																																																												
日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35																																																												
アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79																																																												
ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98																																																												
フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29																																																												
イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73																																																												
中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98																																																												
ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12																																																												

○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40
日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57
アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95
ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02
フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48
イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10
中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51
ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66

*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国

(出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」)

＜今後の達成予測＞
 主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、平成26年度税制改正で実施した増加型の抜本的拡充に加え、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

＜租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響＞
 リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続く、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。
 加えて、企業の研究開発が自前主義に留まり、今後我が国における画期的イノベーションの創出が滞り、わが国の成長力・国際競争力が長期的に減衰することが懸念される。

＜税収減を是認するような効果の有無＞(分析対象期間:平成19年～平成29年)
 日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。

なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。
 上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33倍)及び「租税特別措置の適用実態調査」の実績から、平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、7,029億円。(平成24年度総額型実績301673百万円×2.33倍=702898百万円)

円)

また押し上げ効果として、平成24年度の12.2兆円(平成24年度実績)は約5.8%押し上げられており、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

○総額型の控除上限引き上げ措置(30%)の延長(平成28年度まで)
 現行の総額型は、民間研究開発投資を維持する方策として有効であることから、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することで、民間研究開発投資を安定的に維持・拡大させることが期待でき、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。

○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)
 ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税の10%)
 ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)
 我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。特別試験研究費税額控除制度は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。

また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。

・平成27年度減収見込額 562億円(総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ分)
 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果
 ・研究開発投資押し上げ額 1,309億円
 ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)
 ・単年度の減収(562億円分)が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:5,627億円、②雇用創出効果:約6.7万人、③税収効果:約927億円

・平成27年度減収見込額 27億円(オープンイノベーション型の抜本拡充分)
 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果
 ・研究開発投資押し上げ額 63億円
 ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)
 ・単年度の減収(27億円分)が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:270億円、②雇用創出効果:約0.3万人、③税収効果:約44億円

さらに、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略2014に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。

9 相当性 ① 租税特別措置等によるべき 我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。
 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.1%、主要国中トップ)。

妥当性等	<p>②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.1%、主要国中最低)。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。また研究開発投資にはスピルオーバー効果はあり(負の外部経済)、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。</p> <p>特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進及び研究開発投資の維持効果の高い総額型の措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国をはじめ、近年、主要国では積極的に拡充されている。(参考)</p> <div data-bbox="407 646 990 710" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>○各国は研究開発税制の拡大競争を激化。 ○OECD加盟国と比較すると、1999年当時は研究開発税制採用16ヶ国中4ヶ国が増加型のみの制度であったが、2013年現在、研究開発税制採用国27ヶ国のうち増加型のみの国はない。 ○なお、OECD非加盟の主要国(中国、ロシア、シンガポール、台湾)においても、現在増加型のみの国はない。</p> </div> <table border="1" data-bbox="407 718 990 1021" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="4">主要国の研究開発税制の動向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="407 742 459 790">英国</td> <td data-bbox="459 742 593 790">恒久措置 法人税法</td> <td data-bbox="593 742 862 790">2008 大企業向け追加拠入金率を引上げ(201→20%) 2008→2012 中小企業向け追加拠入金率を引上げ(50%→75%; 2008fy→100%; 2011fy→125%; 2012fy) 2013 大企業向けの総額控除制度の導入</td> <td data-bbox="862 742 990 790">1999年時点 総額型 現行制度 総額型</td> </tr> <tr> <td data-bbox="407 798 459 845">仏国</td> <td data-bbox="459 798 593 845">恒久措置 フランス税法</td> <td data-bbox="593 798 862 845">2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の総額控除の新設</td> <td data-bbox="862 798 990 845">1999年時点 増加型 現行制度 総額型</td> </tr> <tr> <td data-bbox="407 853 459 917">韓国</td> <td data-bbox="459 853 593 917">恒久措置 ※重点分野は 期限措置 租税特別制限法</td> <td data-bbox="593 853 862 917">2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術開発)に対する総額控除の新設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用(以下は、大企業と同等) ※2014年8月に公表された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。</td> <td data-bbox="862 853 990 917">1999年時点 総額型と増加型の選択 現行制度 ①重点分野 総額型 ②非重点分野 総額型と増加型の選択制</td> </tr> <tr> <td data-bbox="407 925 459 965">中国</td> <td data-bbox="459 925 593 965">恒久措置 法人所得税法</td> <td data-bbox="593 925 862 965">2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新築の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加</td> <td data-bbox="862 925 990 965">現行制度 総額型</td> </tr> <tr> <td data-bbox="407 973 459 1021">米国</td> <td data-bbox="459 973 593 1021">期限措置 国内歳入法</td> <td data-bbox="593 973 862 1021">※2014年3月に公表された予算案では、総額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。</td> <td data-bbox="862 973 990 1021">1999年時点 総額型とハイブリッド型の選択制 現行制度 ハイブリッド型※ ※ 増加型と総額型の特性をもった制度。</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、我が国におけるオープンイノベーションの現状は、OECD の調査によると他国と比較しても劣後している。(我が国の高等教育機関及び公的研究機関の研究開発費に占める民間拠出の割合は 2.4%であり、OECD平均 5.0%の約半分と低水準)</p> <p>すなわち、いまだに少なからぬ企業が自前主義に固執している状況であることから、日本再興戦略改訂版 2014 において掲げられている「企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」という目標を達成するためには、企業行動を自前主義からオープンイノベーション志向へ変革させる必要がある。このため、企業行動に影響を与え得る税制によってインセンティブを与えることが必要である。</p> <p>加えて、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオ</p>	主要国の研究開発税制の動向				英国	恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加拠入金率を引上げ(201→20%) 2008→2012 中小企業向け追加拠入金率を引上げ(50%→75%; 2008fy→100%; 2011fy→125%; 2012fy) 2013 大企業向けの総額控除制度の導入	1999年時点 総額型 現行制度 総額型	仏国	恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の総額控除の新設	1999年時点 増加型 現行制度 総額型	韓国	恒久措置 ※重点分野は 期限措置 租税特別制限法	2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術開発)に対する総額控除の新設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用(以下は、大企業と同等) ※2014年8月に公表された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点 総額型と増加型の選択 現行制度 ①重点分野 総額型 ②非重点分野 総額型と増加型の選択制	中国	恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新築の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加	現行制度 総額型	米国	期限措置 国内歳入法	※2014年3月に公表された予算案では、総額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。	1999年時点 総額型とハイブリッド型の選択制 現行制度 ハイブリッド型※ ※ 増加型と総額型の特性をもった制度。
主要国の研究開発税制の動向																									
英国	恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加拠入金率を引上げ(201→20%) 2008→2012 中小企業向け追加拠入金率を引上げ(50%→75%; 2008fy→100%; 2011fy→125%; 2012fy) 2013 大企業向けの総額控除制度の導入	1999年時点 総額型 現行制度 総額型																						
仏国	恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の総額控除の新設	1999年時点 増加型 現行制度 総額型																						
韓国	恒久措置 ※重点分野は 期限措置 租税特別制限法	2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術開発)に対する総額控除の新設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用(以下は、大企業と同等) ※2014年8月に公表された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点 総額型と増加型の選択 現行制度 ①重点分野 総額型 ②非重点分野 総額型と増加型の選択制																						
中国	恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新築の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加	現行制度 総額型																						
米国	期限措置 国内歳入法	※2014年3月に公表された予算案では、総額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。	1999年時点 総額型とハイブリッド型の選択制 現行制度 ハイブリッド型※ ※ 増加型と総額型の特性をもった制度。																						

② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>オープンイノベーションの要諦であることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進する税制による措置が効果的である。</p> <p>なお、オープンイノベーションに係る優遇税制措置は、フランスやイタリア、スペインなど欧州においても導入されている。</p> <p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECDペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金とを組み合わせることが効果的であることを示唆している。</p> <p>また、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2014 に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
10 有識者の見解	-
11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年9月

別紙①

平成 25 年度、平成 26 年度の適用数等推計の考え方

○租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成 24 年度実績）

総額型：適用件数：3,297（うち中小企業：842）

適用総額：301,673 百万円（うち中小企業：4,163 百万円）

中小企業技術基盤強化税制：適用件数：4,706（うち中小企業：4,686）

適用総額：21,164 百万円（うち中小企業：20,901 百万円）

オープンイノベーション型：平成 23 年度適用件数：91（27）

平成 23 年度適用総額：41 百万円（8）

平成 24 年度適用件数：100（32）

平成 24 年度適用総額：63 百万円（4）

○平成 26 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果 適用件数：497（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：15.07%）

適用総額：183,271 百万円（カバー率：60.75%）

（平成 24、25 年度の適用額が記載されている企業のみ抽出して試算）

平成 25 年度集計結果 適用件数：548

適用総額：280,535 百万円

平成 25 年度推計件数：548 ÷ 15.07% = 3,636総額：280,535 百万円 ÷ 60.75% = 461,786 百万円

うち、中小企業分（平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：16.86%）

適用総額：647（カバー率：15.54%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：746 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 16.86% = 972総額：746 百万円 ÷ 15.54% = 4,801 百万円

オープンイノベーション型：平成 25 年度適用件数 100 社

平成 25 年度適用総額 63 百万円

※オープンイノベーション型の減収見込額・適用見込事業者数については利用数及び利用金額が少ないこと、また過去の伸び率等を勘案し、平成 24 年度実績と同数とした。

○中小企業技術基盤強化税制

平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.02%）

適用総額：658（カバー率：3.11%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 3.02% = 5,430総額：866 百万円 ÷ 3.11% = 27,846 百万円

うち資本金 1 億円以下

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.03%）

適用総額：658（カバー率：3.15%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 3.03% = 5,412総額：866 百万円 ÷ 3.15% = 27,509 百万円

別紙②

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制（控除上限 30% の延長）における
減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

（大企業）

1. 経済産業省平成 26 年度企業アンケート調査（以下「大企業アンケート」という。）により得られた平成 25 年度の総額型活用実績を使用。法人税額の 20% 超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の 20% を減じた額を合計すると、36,313 百万円。

2. 財務省租税特別措置の適用実態調査（以下「実態調査」という。）によると、平成 24 年度の総額型の活用実績は 301,669 百万円。

3. 大企業アンケートにおける平成 24 年度の総額型実績は 199,331 百万円なので、金額のカバー率は約 66.08%。

4. 1. で得られた 36,313 百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた 54,957 百万円を減収見込額とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業庁平成 26 年度企業アンケート調査（以下「中小企業アンケート」という。）により得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記 1～4 と同様の手法により得られた減収見込額は、1,237 百万円。

よって、大企業と中小企業者等の減収見込額の合計 56,194 百万円を、減収見込額とした。

○適用見込事業者数

（大企業）

1. 大企業アンケートにより得られた平成 25 年度の総額型活用実績を使用。法人税額の 20% 超の控除を受けた企業数は 180 社。

2. 実態調査によると、平成 24 年度の総額型の活用企業数は 3,297 社。

3. 大企業アンケートにおける平成 24 年度の総額型活用企業数は 497 社なので、件数のカバー率は約 15.07%。

4. 1. で得られた 180 社を件数のカバー率で割り戻して得られた 1,194 社を適用見込事業者数とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記 1～4 と同様の手法により得られた適用見込件数は、2,320 社。

よって、大企業と中小企業者等の適用見込件数の合計 3,514 社を、適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとする。
2. オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%とした場合、それら企業の減収見込額は64.9百万円。
3. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は5.9百万円。
4. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は15.7百万円なので、金額のカバー率は約26.61%。
5. 2. で得られた64.9百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた2.439百万円から、実態調査の実績額である5.9百万円を差し引いて得られた2.380百万円を大企業の減収見込額とした。
6. 中小企業者等の減収見込額については、以下の式により得られた310百万円から、実態調査の実績額である4百万円を差し引いて得られた306百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 2,380 \times \frac{(8+4 \div 33+5.9)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合 (実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)}} = 310 \text{ 百万円}$$

7. 大企業及び中小企業者等の控除見込額合計額2,686百万円を、オープンイノベーション型の減収見込額とした。

(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価について)

1. 特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円。
2. 上記金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると、164百万円。
3. 我が国における利益計上法人の比率（29.7%（平成24年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。

○適用見込事業者数

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は38社。

2. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の適用事業者数は68社。

3. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は10社なので、件数のカバー率は約14.71%。

4. 1. で得られた38社をカバー率で割り戻して得られ258社を大企業の適用見込件数とした。

5. 中小企業者等の適用見込件数については、以下の通りとした。

$$\text{中小企業者等} : 258 \times \frac{(27+32 \div 64+68)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合 (実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)}} = 115 \text{ 社}$$

6. 大企業及び中小企業者等の適用見込件数373社を、オープンイノベーション型の適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 平成22年実績について

1. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査（対象：大企業）により得られた、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ16.7百万円及び14.6百万円。
2. 実態調査によると、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ33百万円及び59百万円。
3. 上記アンケートにおける、平成23年度及び平成24年度の金額の平均カバー率は、約34.0%。

$$\text{カバー率} : 16.7 + 14.6 / 33 + 59 = 34.0\%$$

4. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査により得られた、平成22年度のオープンイノベーション型の活用実績16.5百万円を、上記金額の平均カバー率で割り戻して得られた48百万円を、平成22年度におけるオープンイノベーション型の適用実績とした。
5. うち中小企業者等の実績についてはアンケート等により把握できていないため、以下のとおり6百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 48 \times \frac{(8+4 / 33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 6 \text{ 百万円}$$

5. よって、大企業と中小企業者等の減収額の合計を54百万円とした。
6. 同様の手法により、平成22年度の適用事業者数を91と試算した。

$$\text{カバー率} : 12 + 9 / 64 + 68 = 15.9\%$$

$$\text{適用事業者数} : 10 / 15.9\% = 63$$

$$\text{中小企業者等} : 63 \times \frac{(27+32 / 64+68)}{\text{大企業の適用事業者数に対する中小企業者等割合}} = 28$$

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	エネルギー環境負荷低減推進設備等取得した場合の即時償却の適用期限の延長（グリーン投資減税）	府省名	環境省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし			※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の目標達成時期が、その延長期間を超えて「再生可能エネルギーについては、これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準（2020年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は最大導入ケースにおいて13.5%（1,414億kWh）及び2030年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は約2割（2,140億kWh）を更に上回る水準の導入を目指す」と設定されているが、その理由が示されていないため、当該理由を明示する必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）が想定外に僅少ではないことについて、過去の実績に言及されておらず、所期の想定との比較が不十分なため、適切に説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「本措置により太陽光及び風力発電設備等のエネルギー環境負荷低減推進設備等への投資時の負担の軽減が図られることから、投資促進の効果がある」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の適用件数の過去の実績について、資源エネルギー庁ホームページ（URL）と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「即時償却の効果としてはFIT開始後から平成25年度末までに約27,000件、約4,000億円の投資誘因効果があったと試算できるため、今後も同程度の効果が見込まれる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について、「…太陽光は平成25年度と同程度の導入数、風力は事業者の運転開始見込み数（固定価格買取制度の認定申請時のデータ）をそれぞれ算出し、合算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
算定根拠については、資源エネルギー庁ホームページ「再生可能エネルギー発電設備の導入状況等について」（http://www.fit.go.jp/statistics/public_sp.html）より運転開始件数を採用。
- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
平成25年度要望当時、太陽光及び風力の適用事業者数については、24年1,821件、25年2,291件を想定していたところ、固定価格買取制度に基づく運転開始件数（事業者数は把握できず）は想定数を上回っている。また、本税制措置の利用者について、財務省公表の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」によれば、製造業、建設業、サービス業、不動産業等幅広い業種で比較的均等に利用実績があり、特定の者に偏っていない。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
平成27年度の適用件数（見込み）は103,068件。算定根拠は、太陽光は平成25年度と同程度の導入数、風力は事業者の運転開始見込数（固定価格買取制度の認定申請時のデータ）をそれぞれ算出し、合算。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
達成目標を102億kWhとした場合、平成25年度は22.5億kWhを導入と試算している。同様に平成26年度及び27年度を試算すると、以下のとおり。
太陽光：平成26年度、27年度とも25年度と同程度の74億kWh
風力：平成26年度 27.2万kWh×24時間×365日×0.2＝4億8千万kWh
27年度 20.2万kWh×24時間×365日×0.2＝3億5千万kWh
平成26年度：78億8千万kWh×30％＝23.6億kWh
平成27年度：77億5千万kWh×30％＝23.2億kWh
したがって、[75億kWh＋78億8千万kWh＋77億5千万kWh]×30％＝69.4億kWh
目標値102億kWhに対して、本税制措置により3年間で69.4億kWhの導入が予測される。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の即時償却の適用期限の延長(グリーン投資減税) (国税7)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	○次の設備の即時償却の適用期限を1年間延長する(平成28年3月末まで)。 ・太陽光発電 ・風力発電
3	担当部局	環境省地球環境局地球温暖化対策課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度 創設 (対象期間は平成23年6月30日から平成26年3月31日まで) 平成24年度 一部改正 太陽光発電設備及び風力発電設備のうち、固定価格買取制度の認定を受けていて、かつ、一定の発電容量以上の設備について、即時償却を創設した。 (平成24年5月29日から平成25年度3月31日までの1年間) 平成25年度 拡充・延長 ①太陽光発電設備(10kW以上)、風力発電設備(1万kW以上)の7%税額控除(中小企業者)又は即時償却について、コージェネレーション設備を対象に追加する。 ②ハイブリッド建設機械、電気自動車、電気自動車専用急速充電器等の7%税額控除(中小企業者)又は30%特別償却について、新たに中小水力発電設備、下水熱利用設備、定置用蓄電設備、LED照明、高効率空調、高断熱窓を対象設備に追加する。 適用期限を、①は平成27年3月31日まで、②については平成28年3月31日までの措置とする。 平成26年度 縮減 熱電併給型動力発生装置、熱併給型動力発生装置、高効率複合工作機械、ハイブリッド建設機械、高効率電気式誘導加熱炉、断熱強化型工業炉、高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置、ガス冷房装置、高断熱窓設備、水蓄熱式冷凍機組込型空気調和機、高効率照明設備を対象から削除する。
6	適用又は延長期間	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに延長
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 グリーン投資減税は、平成22年6月に閣議決定された「エネルギー基本計画」及び「新成長戦略」を踏まえ、最新の技術を駆使した高効率な省エネ・低炭

		<p>素設備や、再生可能エネルギー設備への投資(グリーン投資)を重点的に支援する制度として創設され、平成23年6月30日に施行された。省エネ効果・CO2削減効果の高い設備に対する投資を促進し、低炭素社会の構築を実現することを目的としたものである。</p> <p>震災以降の原子力発電停止による火力発電の増加に伴い、温室効果ガス排出量は2010年度から2年で約7%増加している。加えて、原発依存度を可能な限り低減させていく、という政権の方針の下、再生可能エネルギー導入の推進は極めて重要である。本年4月11日に閣議決定された新たな「エネルギー基本計画」においても、再生可能エネルギーについて、「2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進」と掲げられており、その目標値については、「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準を更に上回る水準の導入を目指」すとされている。再生可能エネルギーの導入を最大限加速するためにも、他の施策と同様に本税制措置が必要。</p> <p><太陽光発電> 太陽光は2012年7月に開始された固定価格買取制度(FIT)により導入が進んだが、今後は①メガソーラー用地減少による中小規模へのシフト、②適地減少による追加費用発生、等を背景に導入ペースが鈍化する可能性もある。このような状況下で、今後も中小企業者等から再エネ全体の牽引役である太陽光発電への積極的投資を促すには、初期費用軽減効果の高い措置が必要である。</p> <p><風力発電> FIT開始と同時期に大規模風力発電設備が環境アセス法の対象に追加されたこと(環境アセスの手続きには3~4年の期間が必要)、及び地域的に脆弱な送電網の問題等が要因となり、1万kW以上の風力の導入実績は年間25万kW程度から5万kW程度に停滞。風力は大規模開発すれば火力並みの発電コスト(10円/kWh)が可能のため、今後の再エネの主たる担い手として重要であり、即時償却を延長することで、事業者に対し引き続き支援を行う必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 平成26年4月11日に閣議決定された今次エネルギー基本計画では、「再生可能エネルギーについては、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく」と、「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準(※)を更に上回る水準の導入を目指」すことを明記。</p> <p>※2009年8月に策定した「長期エネルギー需給見通し(再計算)」「(2020年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は13.5%(1,414億kWh))及び2010年6月に開催した総合資源エネルギー調査会総合部会・基本計画委員会合同会合資料の「2030年のエネルギー需給の姿」(2030年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は約2割(2,140億kWh))。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	1. 地球温暖化対策の推進 1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制
③	達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 先般閣議決定されたエネルギー基本計画における、再生可能エネルギーの開発・利用を最大限加速化、を実現する。

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>将来のエネルギーミックスに関しては、省エネルギーの取組の進展、再生可能エネルギーの導入状況、原発再稼働の状況、海外からの資源調達コストの状況、高効率火力の技術開発の見通しなどを見極めて示すこととしているが、再生可能エネルギーについては、「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準(※)を更に上回る水準の導入を目指すことをエネルギー基本計画に明記。</p> <p>※2009年8月に策定した「長期エネルギー需給見通し(再計算)」(2020年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は最大導入ケースにおいて13.5%(1,414億kWh))及び2010年6月に開催した総合資源エネルギー調査会総合部会・基本計画委員会合同会合資料の「2030年のエネルギー需給の姿」(2030年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は約2割(2,140億kWh))。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置により、設備導入にかかる初期負担軽減(キャッシュフロー改善)がはかられ、再生可能エネルギーの導入が更に促進する。</p>
8	有効性等	①: 適用数等	<p>適用件数</p> <p>平成24年度(実績) 17,410件 平成25年度見込み 103,064件 平成26年度見込み 103,074件</p> <p>※FITによる認定を受けて運転を開始した件数又は開始が見込まれる件数(太陽光10kW以上及び風力1万kW以上)</p>
		②: 減収額	<p>平成23年度 232億円 平成24年度 271億円</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>※グリーン投資減税の対象設備全体の減収額。上記適用実態調査結果にはグリーン投資減税とエネ革税制の両方が記載されているので、あわせて示す。</p>
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年~平成25年)</p> <p>再生可能エネルギー導入量は順調に増加しており、その推移は下記のとおり。</p> <p>再生可能エネルギー累積導入量(設備容量:kW)</p> <p>2011年度 1,860万kW 2012年度 2,242万kW 2013年度 2,960万kW</p> <p>(出典:資源エネルギー庁新エネルギー小委員会資料)</p> <p>太陽光発電累積導入量(設備容量:kW)</p> <p>2011年度 531万kW 2012年度 728万kW 2013年度 1,432万kW</p> <p>(出典:資源エネルギー庁新エネルギー小委員会資料)</p>

			<p>風力発電累積導入量(設備容量:kW)</p> <p>2011年度 256万kW 2012年度 264万kW 2013年度 269万kW</p> <p>(出典:資源エネルギー庁新エネルギー小委員会資料)</p>
			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年)</p> <p>グリーン投資減税の創設当時、目標で示された「再生可能エネルギー導入量の約1%」を「2030年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合21%(長期エネルギー需給見通し)」の内の1%であるとする、達成すべき数値は以下のとおり。</p> <p>2,140億kWh÷21=102億kWh</p> <p>これを平成25年度から平成27年度の3年間で達成することとしている。平成25年度の導入実績を発電電力量に換算すると以下のとおり。</p> <p>太陽光:704万kW×24時間×365日×0.12=74億kWh 風力:5万kW×24時間×365日×0.2=8,700万kWh</p> <p>上記約75億kWhのうちグリーン投資減税の直接的な寄与度はアンケート結果等より約3割と想定されることから、75億kWh×0.3=22.5億kWh</p> <p>従って、3年間のうち最初の1年では目標の約22%を達成した状況といえる。今後はより一層の加速的導入が必要である。</p>
			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度)</p> <p>上記計算結果から、平成25年度の即時償却の効果は22億kWhと見込まれることから、仮に本税制が拡充・延長されない場合には、同程度の発電電力量が導入されないことが想定される。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度~平成25年度)</p> <p>本措置により太陽光及び風力発電設備等のエネルギー環境負荷低減推進設備等への投資時の負担の軽減が図られることから、投資促進の効果がある。平成25年度の委託調査でFIT認定事業者に対して実施したアンケート結果によると、事業者の約4割がグリーン投資減税を投資インセンティブとして重視しており、特に即時償却の効果としてはFIT開始後から平成25年度末までに約27,000件、約4,000億円の投資誘因効果があったと試算できるため、今後も同程度の効果が見込まれる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	エネルギー関連投資の促進支援は広く事業者全般を対象とすべきものであり、特定業界や個別企業の信用力によらず利用可能な税制による措置をもつて進めることが適切である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本税制は補助金との併用が認められていない。よって、補助金と本税制とで対象設備が重複することはない。 また、固定価格買取制度と本税制措置との関係では、固定価格買取制度はランニングコスト支援、税制は設備導入にかかる初期負担軽減(キャッシュフロー改善)と役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	-
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 24 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	府省名	環境省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、点検の過程において、評価書の修正が行われたことにより、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充 (地方税6)(法人住民税:義)
2	要望の内容	<p>・制度概要</p> <p>法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)</p> <p>・要望内容</p> <p>我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保しつつ、オープンイノベーションの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充を図る(恒久措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引き上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) <p>○総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長を図る(平成28年度まで)</p>
3	担当部局	総合環境政策局総務課環境研究技術室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和60年度 創設(税額控除率6%)</p> <p>昭和63年度 2年間延長</p> <p>平成2年度 3年間延長</p> <p>平成5年度 2年間延長</p> <p>平成7年度 2年間延長</p> <p>平成9年度 1年間延長</p> <p>平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%)</p> <p>平成11年度 1年間延長</p> <p>平成12年度 1年間延長</p> <p>平成13年度 1年間延長</p> <p>平成14年度 1年間延長</p> <p>平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化)</p> <p>税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%)</p> <p>平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充</p> <p>税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%)</p>

		<p>平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加</p> <p>平成21年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について</p> <p>①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%へ引上げるとともに②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。</p> <p>平成22年度 2年間延長(上乗せ措置)</p> <p>平成24年度 2年間延長(同上)</p> <p>平成25年度 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げ(2年間の時限措置)</p> <p>平成26年度 上乗せ措置(増加型・高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5%~30%(試験研究費の増加率に応じて控除率を変更する仕組み)に変更</p>
6	適用又は延長期間	<p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引き上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) <p>○総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長(平成28年度まで)</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の研究開発投資総額(平成24年度:17.3兆円)の約7割(同:12.2兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>具体的には、民間研究開発投資を平成28年度までに対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。あわせて、自前主義からオープンイノベーションへ企業行動を変革する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指すし、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)</p>

		<p>3. 科学技術イノベーションの推進／世界最高の知財立国</p> <p>(3) 新たに講ずべき具体的施策 官民合わせた研究開発投資の目標（対GDP比4%以上）及び政府研究開発投資として目指す水準（対GDP比1%）が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに（以下略）。 企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p>
② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>9. 環境政策の基盤整備 9-3 環境問題に関する調査・研究・技術開発</p> <p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、（中略）、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にするとともに目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014（平成26年6月24日閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進／世界最高の知財立国 (3) 新たに講ずべき具体的施策 官民合わせた研究開発投資の目標（対GDP比4%以上）及び政府研究開発投資として目指す水準（対GDP比1%）が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに（以下略）。 企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p> <p>○第4期科学技術基本計画（平成23～27年度）（平成23年8月閣議決定） II. 将来にわたる持続的な成長と社会の発展の実現 5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革 (1) 科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化 ② 産学官の「知」のネットワーク強化 「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」 V. 社会とともに創り進める政策の展開 4. 研究開発投資の拡充 「民間の研究開発投資を誘発するため、国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2014（平成26年5月23日閣議決定） 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 (3) イノベーションを結実させる ①新規事業に取り組む企業の活性化 「我が国では、行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、必要となる研究開発能力、技術的知見、人的資源及び資金を広くオープンな外部資源から調達し、効率的なイノベーションを目指すオープンイノベーションの必要性が高まっている」</p>	

		<p>○環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定） 第2部 今後の環境政策の具体的な展開 第1節 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進 第2項 グリーンイノベーションの推進 3. 施策の基本的方向 「国や地方公共団体は、・・・環境技術開発に取り組む民間企業や大学等の研究機関にインセンティブを与えるような研究開発支援を充実させる。」</p>										
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する（日本再興戦略）。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 あわせて、企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。（日本再興戦略改訂2014） また、中小企業者は大企業に比べ研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業者が行う競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講じることに、中小企業者の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げるにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。なお、研究論文（Kasahara et al. (2011)）によれば、研究開発税制（総額型）は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。 また、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、補助金と比して企業の研究開発内容に対して中立的である税制による支援により、創意工夫ある自主的なオープンイノベーションに取り組む企業を効果的に支援することができ、企業行動をオープンイノベーション志向へ変革するよう、環境整備に寄与することが可能。</p>										
8 有効性等	① 適用数等	<p>国税及び地方税における中小企業者利用実績</p> <table border="1"> <tr> <td>平成20年度</td> <td>4,899件</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>3,807件</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>4,530件</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>5,290件</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>5,528件</td> </tr> </table>	平成20年度	4,899件	平成21年度	3,807件	平成22年度	4,530件	平成23年度	5,290件	平成24年度	5,528件
平成20年度	4,899件											
平成21年度	3,807件											
平成22年度	4,530件											
平成23年度	5,290件											
平成24年度	5,528件											

<p>【平成20～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」 平成23～24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】 （注）平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p> <p>○国税利用実績</p> <p>①減収額実績（）内が中小企業者分（資本金1億円以下）</p> <p><総額型></p> <p>平成22年度 3,337億円（16億円） 平成23年度 2,848億円（45億円） 平成24年度 3,017億円（42億円） 平成25年度 4,618億円（48億円）（見込み） 平成26年度 4,618億円（48億円）（見込み）</p> <p><中小企業技術基盤強化税制></p> <p>平成22年度 165億円（164億円） 平成23年度 224億円（222億円） 平成24年度 212億円（209億円） 平成25年度 278億円（275億円）（見込み） 平成26年度 278億円（275億円）（見込み）</p> <p><オープンイノベーション型></p> <p>平成22年度 0.6億円（0億円） 平成23年度 0.4億円（0.1億円） 平成24年度 0.6億円（0億円） 平成25年度 0.6億円（0億円）（見込み） 平成26年度 0.6億円（0億円）（見込み）</p> <p>②適用事業者（法人）数</p> <p><総額型></p> <p>平成22年度 2,611（504） 平成23年度 2,793（705） 平成24年度 3,297（842） 平成25年度 3,636（972）（見込み） 平成26年度 3,636（972）（見込み）</p> <p><中小企業技術基盤強化税制></p>

<p>平成22年度 4,029（4,026） 平成23年度 4,603（4,585） 平成24年度 4,706（4,686） 平成25年度 5,430（5,412）（見込み） 平成26年度 5,430（5,412）（見込み）</p> <p><オープンイノベーション型></p> <p>平成22年度 91（28） 平成23年度 91（27） 平成24年度 100（32） 平成25年度 100（32）（見込み） 平成26年度 100（32）（見込み）</p> <p>○地方税影響額実績</p> <p>平成23年度 43億円 平成24年度 43億円 平成25年度 43億円（見込み） 平成26年度 43億円（見込み）</p> <p>※平成22年度は、「会社標本調査（国税庁）」、平成23、24年度は「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」により把握。ただし、オープンイノベーション型の平成22年度実績は、「平成25年度経済産業省アンケート調査（大企業）」で得られた、平成23年度、平成24年度の活用実績を「平成23、24年度租税特別措置の活用実態調査（財務省）」の実績値で割り戻し、平均カバー率を算出したうえで試算した。（別紙②参照）</p> <p>※平成25、26年度については、「平成26年度経済産業省アンケート調査（大企業）」及び「平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。（別紙①参照）</p> <p>（平成26年度については、アンケート調査の回答企業数が少なく、試算した数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成25年度と同じ数値とした。）</p> <p>なお、オープンイノベーション型の中小企業の平成25、26年度見込みについては、適用数、適用額が少ないこと及び過去の伸び率を勘案し、平成24年度と同数とした。</p> <p>平成25年度要望時の見込み（平成26年度要望時の見込みは、上乗</p>

		<p>せ分（増加型、高水準型）の見込みを記載していたため、平成25年度要望時の見込みを記載。総額型の見込みと中小企業技術基盤強化税制の見込みを合算し、中小企業者分のみを算出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度見込み <ul style="list-style-type: none"> 3,783件 12,032百万円（国税） 3,783件 2,082百万円（地方税） ・平成25年度見込み <ul style="list-style-type: none"> 3,783件 12,594百万円（国税） 3,783件 2,179百万円（地方税） <p>※平成25年度租税特別措置の適用実態調査結果（財務省） 平成24年度（実績） 5,528件 25,064百万円（国税）</p> <p>※平成25年度地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省） 平成24年度（実績） 影響額 4,252万円（地方税）</p> <p>平成24年度適用件数及び適用金額については、平成25年度要望時の想定と比較して、想定外に僅少ではないと考える。</p> <p>○将来推計 平成27年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総額型 <ul style="list-style-type: none"> <国税における減収額>（別紙①、別紙②参照） 件数 3,636（972） 事業年度 461,786百万円（4,801百万円） <地方税における減収額>（別紙③参照） 事業年度 619百万円 ・中小企業技術基盤強化税制 <ul style="list-style-type: none"> <国税における減収額>（別紙①、別紙②参照） 件数 5,430（5,412） 事業年度 27,846百万円（27,509百万円） <地方税における減収額>（別紙③参照） 事業年度 3,549百万円 ・オープンイノベーション型 <ul style="list-style-type: none"> <国税における減収額>（別紙①、別紙②参照） 件数 373（115） 事業年度 2,749百万円（310百万円） <地方税における減収額>（別紙③参照）
--	--	--

		<p>事業年度 40百万円</p> <p>平成28年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総額型 <ul style="list-style-type: none"> <国税における減収額> 件数 3,636（972） 事業年度 475,640百万円（4,945百万円） <地方税における減収額> 事業年度 638百万円 ・中小企業技術基盤強化税制 <ul style="list-style-type: none"> <国税における減収額> 件数 5,430（5,412） 事業年度 28,681百万円（28,334百万円） <地方税における減収額> 事業年度 3,655百万円 ・オープンイノベーション型 <ul style="list-style-type: none"> <国税における減収額> 件数 373（115） 事業年度 2,831百万円（319百万円） <地方税における減収額> 事業年度 41百万円 <p>平成29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総額型 <ul style="list-style-type: none"> <国税における減収額> 件数 3,636（972） 事業年度 489,909百万円（5,093百万円） <地方税における減収額> 事業年度 657百万円 ・中小企業技術基盤強化税制 <ul style="list-style-type: none"> <国税における減収額> 件数 5,430（5,412） 事業年度 29,541百万円（29,184百万円） <地方税における減収額> 事業年度 3,765百万円 ・オープンイノベーション型 <ul style="list-style-type: none"> <国税における減収額> 件数 373（115） 事業年度 2,916百万円（329百万円） <地方税における減収額>
--	--	--

事業年度 42百万円

※平成28、29年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、平成27年度将来推計と同数とした。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成28年度見込みについては、平成27年度見込みの103%に相当する額、平成29年度についても平成28年度見込みの103%に相当する額とした。
(平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)

○利用業種
(総額型控除上限20%→30%適用企業)
平成25年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。
【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	2919	1893
化学	423	237
電気機器	366	203
精密機器	243	174
医薬品	224	116
食料品	190	145
輸送用機器	152	58
機械	136	87
非鉄金属	102	58
金属製品	102	87
建設業	73	29
鉄鋼	73	58
卸売業	63	58
その他	772	581

平成26年度「経済産業省企業アンケート調査」、平成26年度「中小企業庁企業アンケート調査」及び財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より作成

(オープンイノベーション型)
平成24年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。
【オープンイノベーション型 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	100	32
食料品	6	0

化学工業	12	2
窯業・土石製品	3	1
機械製造業	5	2
電気機械器具	8	3
卸売業	11	5
小売業	3	3
運輸通信公益事業	4	0
サービス業	13	8
その他	35	8

財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より

② 減収額

1. 減収額について

○地方税における減収額
影響額実績
平成20年度 43億円
平成21年度 23億円
平成22年度 30億円
平成23年度 43億円
平成24年度 43億円
【平成20～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」
平成23～24年度：総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」より算出】

(参考) 国税における減収額
減収額実績(うち、税法上の中小企業分)
平成20年度 2,881億円(246億円)
平成21年度 2,565億円(131億円)
平成22年度 3,726億円(174億円)
平成23年度 3,395億円(234億円)
平成24年度 3,952億円(223億円)

○増加型・高水準型における減収額
減収額実績
平成20年度 2.4億円
平成21年度 1.0億円
平成22年度 1.7億円
平成23年度 2.1億円
平成24年度 2.3億円
(参考) 減収額実績額(うち、税法上の中小企業分)

平成20年度	178億円(14億円)
平成21年度	133億円(6億円)
平成22年度	224億円(10億円)
平成23年度	232億円{増加型116億円、高水準型116億円}(12億円)
平成24年度	266億円{増加型173億円、高水準型93億円}(14億円)
【平成20～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」 平成23～24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】	
(減収額の算出方法) 「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型、高水準型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。	
2. 利用実績について 国税及び地方税における中小企業利用実績	
平成20年度	4,899件
平成21年度	3,807件
平成22年度	4,530件
平成23年度	5,290件
平成24年度	5,528件
【平成20～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」 平成23～24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】	
○増加型利用実績	
平成23年度	1,228件
平成24年度	1,447件
○高水準型利用実績	
平成23年度	83件
平成24年度	81件
【平成23～24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】	
(注)平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。	

○将来推計
平成27年度
総額型 ▲562億円(▲12.4億円)
オープンイノベーション型 ▲27億円(▲3.1億円)
(平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)
※平成27年度推計の根拠
総額型については、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用し、法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字と財務省租税特別措置の適用実態調査の数字を比較して得たカバー率で除して算出した。(中小企業者についても、平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査により得られた平成25年度の総額型活用実績から上記と同様に試算。)
※オープンイノベーション型についても、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)において、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業(黒字企業のみ)は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとし、オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%として試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字を財務省「租税特別措置の適用実態調査」の数字と比較して得たカバー率で除し、上記経産省アンケート調査の平成25年度特別試験研究費の額を減じて試算した。)
なお、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入(特許、実用新案及びノウハウ)及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円であり、この金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると164百万円となる。これに我が国における欠損計上法人の比率(70.3%(平成24年度))等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。

③ 効果・達成目標の実現状況

＜政策目的の実現状況＞（分析対象期間：平成 19 年～平成 29 年）
我が国は、2008 年をピークに、官民合わせた研究開発費の対 GDP 比率が低下しており、目標としている 4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第 2 位の対 GDP 研究開発投資比率となっている。

○主要国の対 GDP 研究開発投資比率（単位：％）

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36
日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35
アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79
ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98
フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29
イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73
中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98
ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12

*2012 年の官民合わせた研究開発費が 300 億ドル以上の8カ国
（出典：OECD「Main Science and Technology Indicators」）

リーマンショック後の民間研究開発投資の対 GDP 比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、平成 24 年度の研究開発投資の伸び率は引き続き低い水準に留まっている。

＜今後の達成予測＞
主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対 GDP 比率を世界最高水準（第 1 位）に押し上げることができるものと考えられる。

＜租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況＞（分析対象期間：平成 19 年～平成 29 年）
我が国は、2008 年をピークに民間の研究開発費の対 GDP 比率が低下しており、目標としている 3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第 2 位の対 GDP 研究開発投資比率となっている。
* 民間の研究開発費の対 GDP 比率の目標
官民合わせた目標（4%以上）から、政府分（1%）を除いた数値

○主要国の対 GDP 民間研究開発投資比率（単位：％）

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40
日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57
アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95
ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02
フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48

イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10
中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51
ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66

*2012 年の官民合わせた研究開発費が 300 億ドル以上の8カ国
（出典：OECD「Main Science and Technology Indicators」）

＜今後の達成予測＞
主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、平成 26 年度税制改正で実施した増加型の抜本的拡充に加え、総額型の控除上限（法人税額の 30%）の恒久化を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準（第 1 位）の対 GDP 民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

＜租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響＞
リーマンショック後の民間研究開発投資の対 GDP 比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。
加えて、企業の研究開発が自前主義に留まり、今後我が国における画期的イノベーションの創出が滞り、わが国の成長力・国際競争力が長期的に減衰することが懸念される。

＜税収減を是認するような効果の有無＞（分析対象期間：平成 19 年～平成 29 年）
日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後 3 年以内に対 GDP 比で世界第 1 位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上にする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。

なお、研究論文（kasahara et al. (2011)）によれば、研究開発税制（総額型）は、控除額に対し民間研究開発投資を約 2.33 倍押し上げる効果がある。平成 26 年度経済産業省アンケート調査でも、約 75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。
上記で示した総額型の押し上げ倍率（2.33 倍）及び「租税特別措置の適用実態調査」の実績から、平成 24 年度における研究開発投資押し上げ額は、7,029 億円。（平成 24 年度総額型実績 301673 百万円×2.33 倍＝702898 百万円）同様に「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」の実績から、地方税における平成 24 年度における研究開発投資押し上げ額は、99 億円（平成 24 年度影響額 4,252 百万円×2.33）。また押し上げ効果として、平成 24 年度の 12.2 兆円（平成 24 年度実績）は約 5.8%押し上げられており、研究開発税制は、対 GDP 民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

○総額型の控除上限引き上げ措置（30%）の延長（平成 28 年度まで）
現行の総額型は、民間研究開発投資を維持する方策として有効であることから、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することで、民間研究開発投資を安定的に維持・拡大させることが期待でき、日本再興戦略に明示された 3 年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。

○オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の拡充（恒

	<p>久措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引上げ（5倍程度）及び控除上限の別枠化（法人税の10%） ・特別試験研究費の範囲の拡大（中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化） <p>我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。特別試験研究費税額控除制度は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。</p> <p>また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度減収見込額 562億円（総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ分）（中小企業者：12.4億円）【地方税：1.6億円】 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 1,309億円（中小企業者：29億円）【地方税：3.7億円】 ↓ GDP押上げ効果（マクロモデルによる計算） ・単年度の減収（562億円分（中小企業者：12.4億円）が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす ①GDP押上げ効果：5,627億円（中小企業者：124億円）【地方税：16億円】 ②雇用創出効果：約6.7万人（中小企業者：約1,500人）【地方税：約190人】 ③税収効果：約927億円（中小企業者：約20億円）【地方税：約2.6億円】 <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度減収見込額 27億円（オープンイノベーション型の抜本拡充分）（中小企業者：3.1億円）【地方税0.4億円】 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 63億円 ↓ GDP押上げ効果（マクロモデルによる計算） ・単年度の減収（27億円分（中小企業者：3.1億円）が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす ①GDP押上げ効果：270億円（中小企業者：31億円）【地方税：4億円】 ②雇用創出効果：約0.3万人（中小企業者：約340人）【地方税：約44人】 ③税収効果：約44億円（中小企業者：約5.1億円）【地方税：約0.7億円】 <p>さらに、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略2014に記載のある他の施策（「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、</p>
--	--

	<p>9 相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p> <p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <p>①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い（76.1%、主要国中トップ）。</p> <p>②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している（98.2%）。</p> <p>③政府による企業への直接支援が少ない（1.1%、主要国中最低）。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。また研究開発投資にはスビルオーバー効果はあり（負の外部経済）、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。</p> <p>特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進及び研究開発投資の維持効果の高い総額型の措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国をはじめ、近年、主要国では積極的に拡充されている。</p> <p>（参考）</p> <div data-bbox="1480 941 2103 1005" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○左図は研究開発税制の拡大競争を要する。</p> <p>○OECD加盟国で比較すると、1999年当時は研究開発税制適用16ヶ国中4ヶ国が増加型のみであったが、2013年現在、研究開発税制採用国27ヶ国のうち増加型のみは国はない。</p> <p>○なお、OECD加盟国の主要国（中国、ロシア、シンガポール、台湾）においても、現在増加型のみは国はない。</p> </div> <table border="1" data-bbox="1480 1013 2103 1316"> <caption>主要国の研究開発税制の動向</caption> <thead> <tr> <th>国</th> <th>税制</th> <th>概要</th> <th>1999年時点</th> <th>2013年時点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>英国</td> <td>恒久増量 法人税減</td> <td>2008 大企業向け研究開発費減率を引上げ（25%→30%） 2008～2012 中小企業向け研究開発費減率を引上げ（10%→15%） 2013 大企業向け研究開発費減率の導入</td> <td>1999年時点 総額型 増進型</td> <td>増進型 増進型</td> </tr> <tr> <td>仏国</td> <td>恒久増量 フランス税法</td> <td>2018 産官の協働に加え、中小企業が製造的な技術開発に際して一定の支出に対して20%の税額控除の導入</td> <td>1999年時点 増進型 増進型</td> <td>増進型 増進型</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>恒久増量 減率点分野村 税制特例創設</td> <td>2008 産官分科（新成長動力及び源泉技術研究開発）に対する研究開発費減率 2013 半導体業の減率を下げ、優遇控除率を適用 （注）は、大企業と別取 ※2014年9月に公布された新税制制度では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。</td> <td>1999年時点 増進型と増進型の増進 増進型</td> <td>増進型と増進型の増進 増進型</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>恒久増量 法人所得控除</td> <td>2015 対企業業績に照準した中で、管理費用や新製品の研究・開発に要する費用に減税等を導入</td> <td>1999年時点 増進型</td> <td>増進型</td> </tr> <tr> <td>米国</td> <td>恒久増量 内閣閣入法</td> <td>※2014年5月に公布された新税制では、産官連携制度の恒久化及び減率率の引上げについて記載。</td> <td>1999年時点 増進型とハイブリッド 増進型</td> <td>増進型とハイブリッド 増進型</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、我が国におけるオープンイノベーションの現状は、OECDの調査によると他国と比較しても劣後している。（我が国の高等教育機関及び公的研究機関の研究開発費に占める民間拠出の割合は2.4%であり、OECD</p>	国	税制	概要	1999年時点	2013年時点	英国	恒久増量 法人税減	2008 大企業向け研究開発費減率を引上げ（25%→30%） 2008～2012 中小企業向け研究開発費減率を引上げ（10%→15%） 2013 大企業向け研究開発費減率の導入	1999年時点 総額型 増進型	増進型 増進型	仏国	恒久増量 フランス税法	2018 産官の協働に加え、中小企業が製造的な技術開発に際して一定の支出に対して20%の税額控除の導入	1999年時点 増進型 増進型	増進型 増進型	韓国	恒久増量 減率点分野村 税制特例創設	2008 産官分科（新成長動力及び源泉技術研究開発）に対する研究開発費減率 2013 半導体業の減率を下げ、優遇控除率を適用 （注）は、大企業と別取 ※2014年9月に公布された新税制制度では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点 増進型と増進型の増進 増進型	増進型と増進型の増進 増進型	中国	恒久増量 法人所得控除	2015 対企業業績に照準した中で、管理費用や新製品の研究・開発に要する費用に減税等を導入	1999年時点 増進型	増進型	米国	恒久増量 内閣閣入法	※2014年5月に公布された新税制では、産官連携制度の恒久化及び減率率の引上げについて記載。	1999年時点 増進型とハイブリッド 増進型	増進型とハイブリッド 増進型
国	税制	概要	1999年時点	2013年時点																												
英国	恒久増量 法人税減	2008 大企業向け研究開発費減率を引上げ（25%→30%） 2008～2012 中小企業向け研究開発費減率を引上げ（10%→15%） 2013 大企業向け研究開発費減率の導入	1999年時点 総額型 増進型	増進型 増進型																												
仏国	恒久増量 フランス税法	2018 産官の協働に加え、中小企業が製造的な技術開発に際して一定の支出に対して20%の税額控除の導入	1999年時点 増進型 増進型	増進型 増進型																												
韓国	恒久増量 減率点分野村 税制特例創設	2008 産官分科（新成長動力及び源泉技術研究開発）に対する研究開発費減率 2013 半導体業の減率を下げ、優遇控除率を適用 （注）は、大企業と別取 ※2014年9月に公布された新税制制度では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点 増進型と増進型の増進 増進型	増進型と増進型の増進 増進型																												
中国	恒久増量 法人所得控除	2015 対企業業績に照準した中で、管理費用や新製品の研究・開発に要する費用に減税等を導入	1999年時点 増進型	増進型																												
米国	恒久増量 内閣閣入法	※2014年5月に公布された新税制では、産官連携制度の恒久化及び減率率の引上げについて記載。	1999年時点 増進型とハイブリッド 増進型	増進型とハイブリッド 増進型																												

		<p>D平均 5.0%の約半分と低水準)</p> <p>すなわち、いまだに少なからぬ企業が自前主義に固執している状況であることから、日本再興戦略改訂版 2014 において掲げられている「企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」という目標を達成するためには、企業行動を自前主義からオープンイノベーション志向へ変革させる必要がある。このため、企業行動に影響を与え得る税制によってインセンティブを与えることが必要である。</p> <p>加えて、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進する税制による措置が効果的である。</p> <p>なお、オープンイノベーションに係る優遇税制措置は、フランスやイタリア、スペインなど欧州においても導入されている。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECDペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金とを組み合わせることが効果的であることを示唆している。</p> <p>また、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2014 に記載のある他の施策（「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年9月

平成 25 年度、平成 26 年度の適用数等推計の考え方

- 租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成 24 年度実績）
 - 総額型：適用件数：3,297（うち中小企業：842）
 - 適用総額：301,673 百万円（うち中小企業：4,163 百万円）
 - 中小企業技術基盤強化税制：適用件数：4,706（うち中小企業：4,686）
 - 適用総額：21,164 百万円（うち中小企業：20,901 百万円）
 - オープンイノベーション型：平成 23 年度適用件数：91（27）
 - 平成 23 年度適用総額：41 百万円（8）
 - 平成 24 年度適用件数：100（32）
 - 平成 24 年度適用総額：63 百万円（4）
- 平成 26 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 24 年度実績）
 - 総額型 平成 24 年度集計結果 適用件数：497（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：15.07%）
 - 適用総額：183,271 百万円（カバー率：60.75%）
 - （平成 24、25 年度の適用額が記載されている企業のみ抽出して試算）
 - 平成 25 年度集計結果 適用件数：548
 - 適用総額：280,535 百万円
 - 平成 25 年度推計件数：548 ÷ 15.07% = 3,636
 - 総額：280,535 百万円 ÷ 60.75% = 461,786 百万円
- うち、中小企業分（平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績））
 - 総額型 平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：16.86%）
 - 適用総額：647（カバー率：15.54%）
 - 平成 25 年度集計結果 適用件数：164
 - 適用総額：746 百万円
 - 平成 25 年度推計件数：164 ÷ 16.86% = 972
 - 総額：746 百万円 ÷ 15.54% = 4,801 百万円
 - オープンイノベーション型：平成 25 年度適用件数 100 社
 - 平成 25 年度適用総額 63 百万円
- ※オープンイノベーション型の減収見込額・適用見込事業者数については利用数及び利用金額が少ないこと、また過去の伸び率等を勘案し、平成 24 年度実績と同数とした。
- 中小企業技術基盤強化税制
 - 平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）
 - 平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.02%）
 - 適用総額：658（カバー率：3.11%）
 - 平成 25 年度集計結果 適用件数：164
 - 適用総額：866 百万円
 - 平成 25 年度推計件数：164 ÷ 3.02% = 5,430
 - 総額：866 百万円 ÷ 3.11% = 27,846 百万円
 - うち資本金 1 億円以下
 - 平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.03%）
 - 適用総額：658（カバー率：3.15%）
 - 平成 25 年度集計結果 適用件数：164
 - 適用総額：866 百万円
 - 平成 25 年度推計件数：164 ÷ 3.03% = 5,412
 - 総額：866 百万円 ÷ 3.15% = 27,509 百万円

別紙②

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制（控除上限30%の延長）における
減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額
（大企業）

1. 経済産業省平成26年度企業アンケート調査（以下「大企業アンケート」という。）により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を合計すると、36,313百万円。
2. 財務省租税特別措置の適用実態調査（以下「実態調査」という。）によると、平成24年度の総額型の活用実績は301,669百万円。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型実績は199,331百万円なので、金額のカバー率は約66.08%。
4. 1. で得られた36,313百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた54,957百万円を減収見込額とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業庁平成26年度企業アンケート調査（以下「中小企業アンケート」という。）により得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた減収見込額は、1,237百万円。

よって、大企業と中小企業者等の減収見込額の合計56,194百万円を、減収見込額とした。

○適用見込事業者数
（大企業）

1. 大企業アンケートにより得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業数は180社。
2. 実態調査によると、平成24年度の総額型の活用企業数は3,297社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型活用企業数は497社なので、件数のカバー率は約15.07%。
4. 1. で得られた180社を件数のカバー率で割り戻して得られた1,194社を適用見込事業者数とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた適用見込件数は、2,320社。

よって、大企業と中小企業者等の適用見込件数の合計3,514社を、適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとする。
2. オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%とした場合、それら企業の減収見込額は649百万円。
3. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は59百万円。
4. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は15.7百万円なので、金額のカバー率は約26.61%。
5. 2. で得られた649百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた2,439百万円から、実態調査の実績額である59百万円を差し引いて得られた2,380百万円を大企業の減収見込額とした。
6. 中小企業者等の減収見込額については、以下の式により得られた310百万円から、実態調査の実績額である4百万円を差し引いて得られた306百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 2,380 \times \frac{(8+4/33+59)}{100} = 310 \text{百万円}$$

大企業の適用金額に対する中小企業者等割合
(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

7. 大企業及び中小企業者等の控除見込額合計額2,686百万円を、オープンイノベーション型の減収見込額とした。

（中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価について）

1. 特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円。
2. 上記金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると、164百万円。
3. 我が国における利益計上法人の比率（29.7%（平成24年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。

○適用見込事業者数

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は38社。

2. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の適用事業者数は68社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は10社なので、件数のカバー率は約14.71%。
4. 1. で得られた38社をカバー率で割り戻して得られ258社を大企業の適用見込件数とした。
5. 中小企業者等の適用見込件数については、以下の通りとした。

$$\text{中小企業者等} : 258 \times \frac{(27+32/64+68)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 115 \text{社}$$

(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

6. 大企業及び中小企業者等の適用見込件数373社を、オープンイノベーション型の適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 平成22年実績について

1. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査（対象：大企業）により得られた、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ16.7百万円及び14.6百万円。
2. 実態調査によると、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ33百万円及び59百万円。
3. 上記アンケートにおける、平成23年度及び平成24年度の金額の平均カバー率は、約34.0%。

$$\text{カバー率} : 16.7 + 14.6 / 33 + 59 = 34.0\%$$

4. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査により得られた、平成22年度のオープンイノベーション型の活用実績16.5百万円を、上記金額の平均カバー率で割り戻して得られた48百万円を、平成22年度におけるオープンイノベーション型の適用実績とした。
5. うち中小企業者等の実績についてはアンケート等により把握できていないため、以下のとおり6百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 48 \times \frac{(8+4/33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 6 \text{百万円}$$

5. よって、大企業と中小企業者等の減収額の合計を54百万円とした。
6. 同様の手法により、平成22年度の適用事業者数を91と試算した。

$$\text{カバー率} : 12 + 9 / 64 + 68 = 15.9\%$$

$$\text{適用事業者数} : 10 / 15.9\% = 63$$

$$\text{中小企業者等} : 63 \times \frac{(27+32/64+68)}{\text{大企業の適用事業者数に対する中小企業者等割合}} = 28$$

別紙③

平成27年度中小企業者等の試験研究費に係る特例措置要求減収額等算出根拠

<地方税における将来推計>

①総額型の控除上限の引上げ措置の延長（法人税額の30%）

・総額型

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲461,786百万円 3,636社

うち中小企業者：▲4,801百万円、972社

この試算された減収見込み額より、12.9%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した結果、地方税における減収額見込み額を算出。

※なお、平成26年10月の税率改定前の試算には17.3%を適用している。

4,801百万円×12.9% = 619.3百万円

(参考) 法人住民税の減収額（平成26年10月以降）

法人住民税の減収額 = 法人税の減収額 × 税率12.9% (※)

※市町村分9.7%、都道府県分3.2%

・中小企業技術基盤強化税制

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲27,846百万円 5,430社

うち中小企業者：▲27,509百万円、5,412社

同様に地方税適用見込みは以下のとおり

27,509百万円×12.9% = 3548.6百万円

②オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の拡充

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲2,749百万円、373社

うち中小企業者：▲310百万円、115社

同様にオープンイノベーション型における地方税適用見込みは以下のとおり

310百万円×12.9% = 40.0百万円

<実績把握>

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）による影響額

○平成23年度 措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

- ・中小企業技術基盤強化税制 3,881,485千円
- ・繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除 97,750千円
- ・試験研究費の増加額に係る税額控除 126,476千円
- ・平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除 185,193千円

○平成24年度 措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

- ・中小企業技術基盤強化税制 3,661,353千円
- ・繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除 282,254千円
- ・試験研究費の増加額に係る税額控除 184,527千円
- ・平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除 123,700千円

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の延長	府省名	環境省
税目	固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（2030年の電源構成に占める天然ガスコージェネレーションの割合）は、補助金等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本措置は、設備投資判断のポイントの一つとなる、設備導入後の運転初期段階におけるランニングコストを軽減することから、コージェネレーションに係る投資を呼び込む効果がある。自治体にとっては投資がなかった場合に比べ税収が見込めることから（コージェネレーションの耐用年数は15年）、効果がある」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「業界ヒアリングにより推計」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、減収額について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「平成26年度から28年度まで11万kW（見込）」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目等に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>欄及び<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）

達成しようとする目標及び測定指標としては2020年の1,400万kW、2030年の2,200万kW、うち家庭用燃料電池を除く天然ガスコージェネレーションの設備容量は、約1,650万kW（2030年）の長期的計画目標を想定しており、中間目標はない。ただし、直近の2020年の1,400万kWを目安の一つとすることは可能である。

コージェネレーション導入拡大の阻害要因となっている燃料価格やイニシャルコスト等の改善は短期間で効果が出るものではなく、少なくとも改善効果の出るまでの間は、補助金によりイニシャルコストの低減を図る。本措置は対象設備の範囲が広く、設備投資判断のポイントの一つとなる設備導入後の運転初期段階3年間におけるランニングコストを軽減することにより、コージェネレーションの導入促進につなげるものである。このため、本特例措置を始め、あらゆる政策手段を通じてコージェネレーションの導入を促進する必要がある。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

当該税制は、創設が平成25年4月であり固定資産税課税の基準となる同年1月1日時点では適用されないことから、25年度の適用件数は測定不能とした（平成26年1月1日を固定資産税課税の基準とするものが初の適用件数となる）。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用件数の推計については、資源エネルギー庁が業界団体に依頼して実施した大手一般ガス事業者10社に対するヒアリング調査により情報を収集したもの。

⑧ 減税額の将来予測（評価書中8②「減税額」欄への補足説明）

別紙（減収見込額の積算内訳）のとおり。

(別紙) 減収見込額の積算内訳
(コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の延長)

(単位:百万円)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	発電出力(kW)	90,000	110,000	110,000	110,000	110,000	
	投資額	18,000	22,000	22,000	22,000	22,000	
	件数(件)	129	157	157	157	157	
平成25年取得分	課税標準		16,722	14,347	12,310		
	減税額		39	33	29		
" 26年 "	課税標準			20,438	17,536	15,046	
	減税額			48	41	35	
" 27年 "	課税標準				20,438	17,536	15,046
	減税額				48	41	35
" 28年 "	課税標準					20,438	17,536
	減税額					48	41
" 29年 "	課税標準						20,438
	減税額						48
	減税額合計		39	81	117	124	124

特例措置の内容: 課税標準を最初の3年間5/6とする。

【試算方法】

- 各年度の発電出力、投資額、件数
 - 各年度の導入見込み(発電出力フロー)を業界ヒアリングにより推計。
 - 各年度の発電出力から発電出力1kW当たり平均単価20万円を乗じて投資額を算出。
 - 各年度の発電出力から平均発電出力700kWで除して導入件数を算出。
- 課税標準額、減税額
 - 取得の翌年度の課税標準額 = 取得価額 × (1 - (減価率0.142/2))
 - 取得の翌々年度以降の課税標準額 = 前年の評価額 × (1 - 減価率0.142)
 - 減税額 = 課税標準額 × 1.4%(標準税率) × (1 - 5/6) (最初の3年間)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の延長 (地方税8)(固定資産税:外)
2	要望の内容	コージェネレーション設備について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税の課税標準を、課税標準となるべき価額の5/6に軽減する(2年間延長)。
3	担当部局	環境省地球環境局地球温暖化対策課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成25年4月創設
6	適用又は延長期間	平成27年4月～平成29年3月(2年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギー供給構造が脆弱な我が国において、エネルギー安定供給の確保、地球温暖化の防止、省エネルギーの観点から、コージェネレーションの導入を促進することの意義は極めて大きい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コージェネレーションの普及拡大を通じて、分散型エネルギーシステムへの転換を図ることで、大規模集中型電力システムの脆弱性を補完し、もって電源セキュリティの向上を図る(エネルギーの安定供給)。 ・また、発電の際に発生する廃熱をオンサイトで有効利用すること(エネルギーの高度利用)により、大幅な省エネルギー及び環境負荷の低減を実現し、地球温暖化問題に対応する(環境への適合)。 <p>このように、コージェネレーションは、熱と電気の一休利用や排熱の有効活用による大幅な省エネルギー・省CO2を実現し、また、発電機として電力需給対策・電源セキュリティの向上に寄与し、さらに、地域活性化による成長戦略にも貢献できる多様な便益を有する設備であることから、本税制措置を始め様々な施策を集中的に講ずることにより、更なる普及拡大を進めていくことが必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>エネルギー基本計画(平成26年4月閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次エネルギー構造における各エネルギー源の位置付けと政策の基本的な方向として「地球温暖化対策の観点からも、コージェネレーションなど地域における電源の分散化や(中略)利用など、(中略)産業分野などにおける天然ガスシフトを着実に促進」する必要がある(第2章第2節1.(4)) ・「熱と電気を組み合わせて発生させるコージェネレーションは、(中略)エネルギーを最も効率的に活用することができる方法の一つで(中略)導入拡大を図っていくことが必要である」(第2章第2節2.(2)) ・「コージェネレーションの導入促進を図るため、導入支援策の推進」が必要とされている(第3章第8節1.(1))。 <p>また、国土強靱化政策大綱(平成25年12月国土強靱化推進本部決定)においても、「大規模被災時にあっても必要なエネルギー供給量を確保できるよう(中略)コージェネレーション(中略)等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する」とされている。</p> <p>さらに、「総務省地域の元氣創造本部」(平成25年2月8日設置)が地域活性化の視点から見た成長戦略を構築するために推進している「地域の元氣創造プラン」の取組の一つである「分散型エネルギーインフラプロジェクト」において、コージェネレーションを活用した計画を策定している。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 地球温暖化対策の推進</p> <p>1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>「コージェネを最大限普及させ、2020年に1,400万kW・600億kWh、2030年に2,200万kW・1,500億kWhの導入」(革新的エネルギー・環境戦略(平成24年9月))</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>2030年の電源構成に占める天然ガスコージェネレーションの割合 設備容量約1,650万kW(家庭用を除く)</p> <p>※出典：総合資源エネルギー調査会第20回基本問題委員会(平成24年4月26日)</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成25年度 一件(初年度見込)</p> <p>平成26年度 129件(見込)</p> <p>平成27年度 286件(見込)</p> <p>平成28年度 443件(見込)</p> <p>※出典：業界団体へのヒアリング調査</p>
		② 減収額	<p>平成25年度 一億円(初年度見込)</p> <p>平成26年度 0.4億円(見込)</p> <p>平成27年度 0.8億円(見込)</p> <p>平成28年度 1.2億円(見込)</p> <p>※出典：業界団体へのヒアリング調査</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>平成21年度末 440万kW 平成22年度末 440万kW 平成23年度末 441万kW 平成24年度末 467万kW 平成25年度末 474万kW</p> <p>※出典：日本ガス協会調べ</p> <p>※注：年度末の天然ガスコージェネレーションの現存設備容量(家庭用除く)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>平成25年度 9万kW(初年度実績見込) 平成26年度 11万kW(見込) 平成27年度 11万kW(見込) 平成28年度 11万kW(見込)</p> <p>※出典：業界団体へのヒアリング調査</p> <p>※注：当該年度の対象設備の新規導入容量(家庭用除く)</p> <p>本措置創設要望時から縮減実施されたこと及び東日本大震災後の需要反動減があったことから25年度は伸び悩んだが、今後、燃料価格低下やコストダウン、自立・分散型エネルギー等の機能性能に係る再評価により、将来的に拡大していくことが見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>コージェネレーションの普及拡大が遅れが生じ、2030年の電源構成における発電電力量の目標を達成できない。</p>

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>天然ガス等を燃料とするコージェネレーションシステムは、発電時に発生する廃熱を有効利用することで高い総合効率を実現し、省エネ・省CO2に加え、電力需給対策・セキュリティ向上の観点からも非常に有用な設備である。</p> <p>本措置は、設備投資判断のポイントの一つとなる、設備導入後の運転初期段階におけるランニングコストを軽減することから、コージェネレーションに係る投資を呼び込む効果がある。自治体にとっては投資がなかった場合に比べ税収が見込めることから(コージェネの耐用年数は15年)、効果がある。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>コージェネレーションは、需要家設備として導入されるため、需要家は電力会社から系統電力を購入するケースとの経済性比較を行うことになる。設備導入当初3年間の固定資産税について5/6の軽減措置を講ずることは、需要家の運転初期段階3年間のランニングコスト軽減につながり、投資決断を促進する効果が期待できる。</p> <p>コージェネレーション導入拡大の阻害要因となっている燃料価格やイニシャルコスト等の改善は短期間で効果が出るものではなく、少なくとも改善効果の出るまでの間は、補助金によりイニシャルコストの低減を図る。なお、補助金は、省エネ率が高く省エネ量の多いトップランナー設備のみを対象としている。</p> <p>本措置は対象設備の範囲が広く、設備投資判断のポイントの一つとなる設備導入後の運転初期段階3年間におけるランニングコストを軽減することにより、コージェネレーションの導入促進につなげるものである。</p> <p>本措置は、設備投資判断のポイントの一つとなる、設備導入後の運転初期段階におけるランニングコストを軽減することから、コージェネレーションに係る投資を呼び込む効果がある。自治体にとっては投資がなかった場合に比べ税収が見込めることから(コージェネの耐用年数は15年)、特例措置として有効である。</p> <p>また、東日本大震災以後、エネルギーセキュリティ強化を目指す地方自治体にとって、自立・分散型電源であるコージェネレーションシステムは、防災対策やエネルギー自給率向上を実現するための有効な手段の一つとなっている。</p> <p>※例えば、東京都では「2020年の東京」のアクションプログラムの中で、コージェネレーションシステム等の自立・分散型電源の導入を促進することとしている。</p>
10	有識者の見解		<p>コージェネの導入意義として以下の4点が示された。</p> <p>①省エネ(省化石燃料)、②省CO2、③発電コストの最適化、④電力需給対策・セキュリティ</p> <p>※出典:総合資源エネルギー調査会基本問題委員会(第22回会合)「コージェネ(熱電併給型のエネルギーシステム)について」(平成24年5月14日)</p> <p>また、今後取り組むべき促進策の一つとして、「設備の導入支援」が掲げられている。</p> <p>※出典:総合資源エネルギー調査会基本問題委員会(第30回会合)「コージェネ(熱電併給型のエネルギーシステム)の導入促進のための取り組みについて」(平成24年7月30日)</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（都道府県立自然公園特別地域等で環境大臣が認定した地域内の土地が地方公共団体に買い取られる場合）	府省名	環境省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 所期における本租税特別措置等により達成しようとする目標の達成状況が説明されていないため、所期の目標が既に達成されていないかを示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を測るための測定指標が設定されていないため、その効果の検証が困難であることから、これを設定する必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないことについて、本租税特別措置等が適用される土地所有者等の所期の想定と比較して説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 ⑩ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本措置で対象となっている地域は、自然公園法及び自然環境保全法上特に重要な地域として位置づけられており、地方公共団体が買取りを行い、開発を避けることにより、優れた景観や自然環境の保全に寄与する」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - ④ 本租税特別措置等の適用件数、適用者数及び適用額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における適用件数、適用者数及び適用額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の適用件数、適用者数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数、適用者数及び適用額を記載し、所期の見込みとかがい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
 - ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期

間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

- ・ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、定性的に「当該地域を地方公共団体が直接管理することにより、民間の土地所有者の負担軽減と適切な自然環境の保全が図られていると考えられる」と説明されているが、測定指標が設定されていないため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<<政策目的の根拠>>欄への補足説明）
自然公園法（昭和32年法律第161号）においては、「優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的（法第1条）とし、都道府県立自然公園については、「優れた自然の風景地であつて、都道府県が第72条の規定により指定」と定められている。「国及び地方公共団体は、自然公園に生息し、又は生息する動植物の保護が自然公園の風景の保護に重要であることにかんがみ、自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずる」（法第3条）ことが責務として定められている。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
土地所有者の権利を尊重する趣旨から、譲渡の申出等があった場合に限定されるものであり、補助金等により積極的に買取りを促進することはそぐわない。また、前記のとおり、一定程度は規制で対応しているが、直接管理によるより高度な規制が必要な場合の制度として本措置が適切である。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (都道府県立自然公園特別地域等で環境大臣が認定した地域内の土地が地方公共団体に買い取られる場合) (国税)(法人税:義、所得税:外)
2	租税特別措置等の内容	都道府県立自然公園の特別地域又は都道府県立自然環境保全地域の特別地区内で高度の規制が行われている地域として環境大臣が認定した地域等において、地方公共団体に土地を買い取られる場合、長期譲渡所得特別控除額は1500万円又は当該譲渡所得のいずれか低い方とし、短期譲渡所得については1500万円を控除する (根拠法令)租税特別措置法 第34条および第65条
3	担当部局	自然環境局・国立公園課、自然環境計画課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・昭和54年:都道府県立自然公園等における譲渡所得特別控除の創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 優れた自然環境を有する都道府県立自然公園特別地域等について、地方公共団体による土地の買い取りを促進し、行為制限を受けている民間の土地所有者の負担を軽減し、永続的に当該地域の自然環境の保全を図る。 《政策目的の根拠》 自然公園法第72条に規定する都道府県立自然公園の区域内のうち特別地域として指定された地域又は自然環境保全法第45条第1項に規定する都道府県立自然環境保全地域のうち特別地区として指定された地区で、特に高度な規制が行われている地域として環境大臣が認定した地域内においては、建築物の設置や木竹の伐採等を許可制とする公用制限はかけられているものの、特に重要な地域については地方公共団体が買い取りを行い、直接管理をすることで開発を避け、優れた景観や自然環境を保全する必要がある。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 5.生物多様性の保全と自然との共生の推進 5-2.自然環境の保全・再生
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 都道府県立自然公園特別地域等で環境大臣が認定した地域内の土地について、地方公共団体による土地の買い取りを引き続き促進し、将来にわたって自然環境の保全を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 都道府県立自然公園および都道府県立自然環境保全地域は、土地所有に拘わらずに保護地域を指定する制度であることから、民間が所有する土地も多く含まれている。中でも、所有者が土地を譲渡することを希望し、かつ地方公共

			団体として重要性を認める土地について買い取りが行われる。よって、地方公共団体が積極的に公有地化していくことが前提ではないため、具体的な測定指標は設定していない。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、地方自治体による土地の買い取りが促進され、民間の土地所有者の負担軽減と当該地域の自然環境の保全を図るといった政策目的に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年～平成25年) 適用件数は不明であるが、本措置によって、用地提供者の税負担を軽減することにより、地方公共団体の円滑な土地の買い取りが行われたと考えられる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年～平成25年) 適用件数は不明であるが、当該地域を地方公共団体が直接管理することにより、民間の土地所有者の負担軽減と適切な自然環境の保全が図られていると考えられる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年～平成25年) 本措置で対象となっている地域は、自然公園法及び自然環境保全法上特に重要な地域として位置づけられており、地方公共団体が買い取りを行い、開発を避けることにより、優れた景観や自然環境の保全に寄与する。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	上記特別控除がない場合、地方公共団体が上記地域内の民有地を買い上げる予算を有していても、譲渡する民有地を所有するものに所得税・法人税の負担がかかることから、地方公共団体の買い取りが進まないおそれがあり、他の手段では代替できない。また、現存する広大な民有地及び将来公園等の指定が予定されており地域における買い取りを進めるために、恒常的な措置とすることが必要である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	都道府県が、条例で定めるところにより指定する区域において、土地の買い取りを進めることによって、将来にわたって自然環境の適切な保全を図ることができる。
10	有識者の見解	なし
11	評価結果の反映の方向性	引き続き、本措置を存続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	なし

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するために広域臨海環境整備センターに買い取られる場合）	府省名	環境省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 所期における本租税特別措置等により達成しようとする目標の達成状況が説明されていないため、所期の目標が既に達成されていないかを示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を測るための測定指標が設定されていないため、その効果の検証が困難であることから、これを設定する必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないことについて、本租税特別措置等が適用される個人又は事業者の所期の想定と比較して説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 ⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「公共関与の下、積極的に広域処理場の整備を進めていくことが重要であり、本制度による譲渡に係る税負担を優遇することにより整備に必要な土地等の確保が可能となっている」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - ④ 本租税特別措置等の適用件数、適用者数及び適用額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における適用件数、適用者数及び適用額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の適用件数、適用者数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数、適用者数及び適用額を記載し、所期の見込みとかが離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
 - ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期

間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

- ・ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「優遇措置の適用により、現行計画において必要とされる広域処理場の整備に必要な土地等の確保が可能となっており、廃棄物の適正な処理、生活環境の保全に一定の効果が見られる」と説明されているが、測定指標が設定されていないため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明）
記載した政策目的は広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）第1条に規定している。
（参考）広域臨海環境整備センター法 第1条
広域臨海環境整備センターは、廃棄物の広域的な処理が必要であると認められる区域において生じた廃棄物の適正な海面埋立てによる処理及びこれによる港湾の秩序ある整備を図るため、環境の保全に留意しつつ港湾において広域処理場の建設、管理等の業務を行うことにより、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に資することを目的とする。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するために広域臨海環境整備センターに買い取られる場合) (国税)(法人税:義、所得税:外)
2	租税特別措置等の内容	廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するために広域臨海環境整備センターに買い取られる場合、長期譲渡所得特別控除額、短期譲渡所得特別控除額は1,500万円又は譲渡金額のいずれか低い方とする。 (根拠法令) 租税特別措置法 第34条の2第2項第16号及び第65条の4第1項第16号
3	担当部局	環境省 廃棄物・リサイクル対策部 企画課広域係
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成6年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 広域臨海環境整備センターは、廃棄物の広域的な処理が必要であると認められる区域において生じた廃棄物の適正な海面埋立てによる処理及びこれによる港湾の秩序ある整備を図るため、環境の保全に留意しつつ港湾において広域処理場の建設、管理等の業務を行うことにより、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に資することを目的とする。 《政策目的の根拠》 広域臨海環境整備センター法
		② 政策体系における政策目的の位置付け 4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4-3. 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等) 4-4. 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 現行計画においては、大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立期間は平成39年までとなっており、平成35年度には次期処分場の供用開始に向けて次期処分計画策定を行い、大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に処理し、大阪湾圏域の生活環境の保全を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 — 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 大阪湾圏域では、廃棄物の減量化・再資源化対策を積極的に推進しているものの、大阪湾広域臨海環境整備センターの現基本計画の埋立期間は平成

			39年までとなっており、大阪湾広域臨海環境整備センターにおいては次期処分場の計画を進めているところである。 次期処分場の計画に当たっては、廃棄物の受入基地の増設や現在借地している受入基地の用地買収の要望もある中、当該特例措置を適用することで、土地売買において相手方(法人)との契約が円滑に行え、このことは、廃棄物処理施設の整備を促進し、もって生活環境の保全等に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等	本税制の対象となる者は、地方公共団体又は特定法人に土地等を売却する個人又は法人であり、広域臨海環境整備センター法に基づき把握し得る者でないため、税制の利用実績は要望省庁では把握していない。
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年度) 優遇措置の適用により、現行計画において必要とされる広域処理場の整備に必要な土地等の確保が可能となっており、廃棄物の適正な処理、生活環境の保全に一定の効果がみられる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年度) 優遇措置の適用により、現行計画において必要とされる広域処理場の整備に必要な土地等の確保が可能となっている。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度) 公共関与の下、積極的に広域処理場の整備を進めていくことが重要であり、本制度による譲渡に係る税負担を優遇することにより整備に必要な土地等の確保が可能となっている。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	忌避施設であり設置が極めて困難である廃棄物処理関連施設を整備するためには、土地等の売却を促すことが必要であり、補助金等の他の手段では、売却する者へのインセンティブ効果を付与することができないため、租税特別措置を行うものである。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	評価結果の反映の方向性	—	評価結果を踏まえ、次期処分計画策定の際にも、本税制優遇措置の活用による広域処分場の整備に必要な土地等の確保を行い、廃棄物の適正な処理に努める。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	